

天草市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和 6 年度修正

熊本県天草市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、天草市における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的、かつ、計画的に推進することにより、天草市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- (1) この計画は、天草市防災会議が作成する「天草市地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本市における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については「天草市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」に定めるところによる。

- (2) 「天草市地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「天草市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

- (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。計画の策定に当たっては、あらかじめ対応業務の流れや工程を想定するものとする。

なお、市は、災害時において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施する責務を負っていることから、これらの業務継続を確保するため、別途、業務継続計画を策定するものとする。

- (4) この計画は、基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務

1 防災関係機関の責務

(1) 天草市

天草市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処理すべき事務又は業務

防災に関し、関係機関は主に次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
天 草 市 天草広域連合消防本部	1 天草市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防及びその他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 防災知識の普及と公共団体及び住民防災組織の育成指導 8 その他市の所掌事務についての防災対策
熊 本 県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

指定 地方 行政 機関	九 州 管 区 警 察 局	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する こと 2 広域的な交通規制の指導調整に関する こと 3 災害時における他管区警察局との連携に関する こと 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する こと 5 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する こと 6 災害時における警察通信の運用に関する こと 7 津波予報の伝達に関する こと
	九 州 総 合 通 信 局	1 非常通信体制の整備に関する こと 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する こと 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動 電源車移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する こと 4 災害時における電気通信の確保に関する こと 5 非常通信の統制、監理に関する こと 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する こと
	九 州 財 務 局	1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金 の融資に関する こと 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の 査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九 州 厚 生 局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連絡調整
	熊 本 労 働 局 (天草労働基準監督署)	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九 州 農 政 局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する 指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料の調達・供給対策 5 主要食糧の安定供給対策
	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林等の森林治水事業及び防火管理 2 災害応急用材の需給対策
	九 州 経 済 産 業 局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関する こと
	九 州 産 業 保 安 監 督 部	1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する こと 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施 設等の保安の確保対策

指定 地方 行政 機関	九 州 地 方 整 備 局	1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること 4 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	九州運輸局熊本運輸支局	1 災害時における陸上・水上輸送の調査及び指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	大 阪 航 空 局 (熊本空港事務所)	遭難航空機の捜索及び救助
	福 岡 管 区 気 象 台 (熊本地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	第十管区海上保安本部 (熊本海上保安部)	災害時の海上における人命救助及びその他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
	九 州 地 方 環 境 事 務 所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること
	九 州 防 衛 局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	九 州 地 方 測 量 部	災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊 (第8師団) 海 上 自 衛 隊 (佐世保地方総監部) 航 空 自 衛 隊 (西部方面航空隊)	天災地変及びその他の災害に際して、航空機あるいは地上からの情報の収集、伝達及び人命又は財産の保護 (人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
指 定 公	日 本 銀 行 (熊本支店)	災害時における金融対策。すなわち預貯金、罹災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き換えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。

共
機
関
及
び
指
定
地
方
公
共
機
関

日 本 赤 十 字 社 (熊本県支部)	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義えん金品の募集配分
日本放送協会 (熊本放送局) (株)熊本日日新聞社 (天草総局) (株)熊本放送 (株)テレビ熊本 (株)熊本県民テレビ 熊本朝日放送(株) (株)エフエム熊本	予警報、災害情報等の災害広報対策
西日本電信電話(株) (熊本支店)	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
郵便事業(株) (九州支社)	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
九州電力(株) (熊本支店、九州電力送 配電株式会社熊本支社)	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
熊本県 土地改良事業団体連合会	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
ガス供給機関 (天草ガス(株)) (一般社団 熊本県LPガス協会)	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保
自動車運送機関 (公益社団法人 熊本県トラック協会) (一般社団法人 熊本県バス協会) (社団法人 熊本県タクシー協会)	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 (三和商船(株)) (熊本フェリー(株)) (熊本県海運組合)	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
公益社団法人 熊本県医師会 (天草郡市医師会)	災害時における医療、助産等の救護
公益社団法人 熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護

	一般社団法人 熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護
	公益社団法人 熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	災害時における住民支援、ボランティア支援
	一般社団法人 熊本県建設業協会	災害時における応急対策
その他の公共的 団体及び防災上重要な 施設の管理者	天草ケーブ・ネットワーク(株)	予警報、災害情報等の災害広報対策
	病院等経営者	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における負傷者等の医療及び助産又は収容者の保護
	社会福祉施設等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 農林水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
	商工会議所 商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	金融機関 危険物施設、高圧ガス、 火薬類等の管理者	被災事業者等に対する資金融資及びその緊急措置 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備
	レンタカー・タクシー会社・海上タクシー 経営者	災害時における自動車、船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
	熊本国際空港(株)	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 2 飛行場及び空港施設の防災対策 3 災害復旧支援機能の整備 4 災害時における航空輸送への協力

第4節 天草市の災害要因と被害状況

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草上島と下島及び御所浦島などでなり、天草諸島の中心部に位置している。

天草諸島一帯は第三紀層地が散在し、地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く、水を含むと粘土化して地すべりを起こしやすい地質になっている。

また、地形はそのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が開けており、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道が整備されている。

本市における災害は、しばしば台風が通過・接近し、周りを海に囲まれているため、海岸線の高潮による浸水被害、暴風による建物の破損被害が発生している。また、山地から海岸までの距離が短いことから集中豪雨による山地崩壊、土石流等が発生し、人家、農地に大きな被害をもたらすことが多い。さらに近年の大雪がもたらす積雪により、急峻な地形が多い山地地域では、融雪に時間を要し、交通網の寸断や農業被害も発生している。

昭和47年7月の梅雨末期の集中豪雨による上天草大水害では、天草地方を中心にして大雨（上天草市龍ヶ岳町で時間雨量130ミリを記録）が降り、洪水、土砂崩れ、土石流等により死者・行方不明者が123名という人的被害も含めて大きな被害をもたらした。

また、令和2年7月豪雨においては、本市を含め、熊本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、土砂災害等が発生し、牛深地域及び御所浦地域を中心に大きな被害をもたらした。

本市における最近の気象災害及び火災発生状況は、資料編（P25～28）のとおりである。

第2章 災 害 予 防 計 画

第1節 風水害・土砂災害予防計画（建設部・経済部）

水害を予防するために、次のとおり各種対策を実施する。

1 治山対策

本市の林野面積は、462.03 km²で市総面積 683.87 km²の 67%に当たり、各河川の水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。治山事業は、森林法、地すべり等防止法に基づくもので、森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域保全と局所災害の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、市民の生命財産等の保全を図る方針である。

本市は、急峻な地形が多く、また梅雨・台風などの集中豪雨により山地災害発生の危険性が極めて高く、洪水及び土石流の被害を最小限に軽減するため、緊急度の高いところから計画的に実施する。

2 保安林整備対策

森林地帯は無林地状態の山地に比較して、水の調整効果が大きく、洪水時における土砂の流失も少なく、山腹の崩落も少ない。しかし、水源地帯の森林の過伐等により、その機能が低下し、放置すれば防災機能を失い荒廃化するおそれがあるので、改植、補植等を実施して森林の水源涵養機能と土砂流失防止機能の維持増進を図り、災害を未然に防止する。

3 山地災害の原因と対策

本市の災害の主たる原因は水害であり、昭和47年7月6日の上天草大水害、昭和57年7月24日の天草全域での大水害、令和2年7月豪雨による土砂災害、その他台風による集中豪雨等により山地が崩壊したり、土石流となって流された人家、農地などに甚大な被害をもたらした。

豪雨による山地崩壊の主たる原因は次のようなものがあるので、各種対策を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) 無林地状態により、山地の侵蝕作用が進んで起こる山崩れ
- (2) 雨水が山腹の地下層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- (3) 表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層に沿って滑落して起こる山崩れ
- (4) 無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落
- (5) 溪流の侵蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ
- (6) 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起こる滑落

4 土砂災害・治水対策

(1) 土石流対策

本市には、2級河川（50河川）のほか、市内全域に中小様々な河川が多数ある。平野は少なく、山から海までの距離が短いために、山地で降った雨が短時間で海へ流れ出るため、豪雨に際しては、一時に土石流となって下流に流され、耕地、人家、その他公共施設に甚大な被害を与えるおそれがある。流失土砂量、災害の状況、水源地帯の地質及び経済効果等を検討し、逐次砂防施設を整備して災害防止を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 地すべり山崩れ等対策

本市における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべりが多い。地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く進み、水を含むと粘土化して地すべりを起こしやすい。この地すべり地帯は、すべて地質的に脆弱であり、地すべりを誘発助長する原因として最も大きい影響を与えるのは、雨水あるいは地下水の作用である。

① 地すべり及び山崩れ等防止対策

県においては、治山及び農地保全の観点から次のような地すべり及び山崩れ等の防止事業を計画し、推進している。

市においても、県と協議を行いながら計画的、重点的に防止対策等を行い、人命の保護を最優先に対策を急ぐ必要がある。

また、市は基本法に基づき、地域防災計画に地すべり危険箇所指定を受けた場合には、当該区域における土砂災害に関する情報の収集、予報又は特別警報、警報の発表・伝達、避難及び救助について定めるものとする。

- ア 山地地すべり対策
- イ 砂地地すべり対策
- ウ 農地地すべり対策
- エ 山崩れ対策
- オ 農地保全対策

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、災害対策基本法に基づき、地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

② 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定区域については、円滑な警戒避

難を確保するために必要な措置を講じる必要がある。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

③ 宅地災害の防止対策

宅地造成により、わずかな降雨でもがけ崩れや土砂流失等の災害が起きる状況にあるため、宅地造成工事については規制を徹底し、災害の発生を未然に防止する必要がある。

(3) 治水対策

市は、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県が組織する「天草水防区大規模氾濫減災対策協議会」、「天草圏域流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(4) 水防法に基づく対応

市は、水防法（水防法第 14 条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に、次に掲げる事項を定めることとする。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内に洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難

誘導等の訓練を実施し、この結果を市長に報告するものとする。

(5) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）（各部局、教育委員会、関係機関）

平成 24 年 7 月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動を執ることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

このため、市では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和 2 年 7 月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（想定最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

市と県は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

5 道路・橋梁対策

(1) 道路対策

本市の道路延長は、2,098.1km であるが、狭い箇所があるので、年次計画により改良し、特に崩土、がけ崩れ等の注意箇所には、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

(2) 橋梁対策

市道の橋梁で、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて、防災上、交通上の見地から重要度、危険度を検討・勘案し、改築・補修及び補強により整備を図る。

6 内水氾濫対策

本市でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

7 汚水処理施設対策

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きい。ため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

8 土地利用の適正化

平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第2節 高潮災害予防計画（建設部・経済部・総務部）

1 海岸概況及び護岸施設の改良補強計画

本市は東シナ海、有明海、不知火海に面する多くの海岸線を有し、海岸法第5条に基づき維持管理されている。海岸線のほとんどは堤防や護岸等の海岸保全施設が設けられているが、施設の老朽化等により浸水被害等が見受けられる。

また、本市には台風がしばしば上陸し、そのたびに高潮等による浸水、破損被害等が発生している。高潮・波浪等による被害から海岸を防護し、土地の保全を図るため堤防、突堤、護岸等の施設を計画的に整備する必要がある。

2 高潮危険地域の把握

市長は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップの作成等により、あらかじめ高潮危険地域を把握する。

なお、危険地域の把握に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 高潮の特性及び被害実態の把握
- (2) 海底地形、海岸地形、気象条件（台風襲来度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- (3) 人口、年齢構成等の地域住民の特性、建物の特性及び産業活動の把握
- (4) 沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- (5) 避難行動要支援者施設の有無

3 潮位監視体制の整備

市長は、台風の接近、風速・風向の変化及び満潮の時間帯等の高潮発生要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位（海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」）に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定及び担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制整備に努めるものとする。

4 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成及び危険区域の設定等の手段により、被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

高潮襲来時の拠点となるような庁舎、学校及び病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、高潮防止等の十分な対策を施すものとする。

また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第3節 建築物等災害予防計画（建設部・消防機関）

平成28年4月に発生した熊本地震、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災状況等に鑑み、市民への建築物の耐震知識の普及を図ると同時に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。また、火災によって多くの建築物の焼失及び台風による瓦飛散等の強風による被害が発生しているから、防災関係法令等により建築物の防火・耐風対策を促進する。

このような災害に対する対策については、次のとおりである。

1 防災対策の推進

- (1) 建築物の新築、増築に際しては、建築確認申請を通して、建築基準法及び消防法等によって必要な防災対策を図る。
- (2) 低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区については、都市再開発法及び住宅地区改良法等を活用して、建築物の不燃化や耐震化等を促進する。
- (3) 住宅火災による高齢者の死亡率が高い現状に鑑み、住宅防火対策の推進を図る。

2 既存建築物の防災対策

- (1) 耐震診断及び改修実施の促進を図る。
- (2) 既存の特殊建築物等については、防災査察等によって建築物の防災維持を図る。
- (3) 外壁、広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

3 市街地の不燃化推進

- (1) 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住環境整備事業等を展開することにより市街地の不燃化を推進する。
- (2) 建築物の急激な増加等により、火災発生のおそれが高くなっている市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定の検討を行う。

第4節 火災予防計画（消防機関・総務部）

1 消防力の充実強化

本市消防力の現況に鑑み、消防施設の整備、消防職員・団員の教育訓練の徹底により、消防力の充実強化を図る。

(1) 消防力の現況

本市消防力の現況は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 消防施設の整備等

- ① 消防の近代化及び機動化に即応するため、消防力の基準に沿うべく施設の整備充実を図る。
- ② 危険物火災、高層建築物火災等の対策として、化学消防自動車、はしご付消防自動車等社会情勢の変化に即応した近代的消防設備の整備を図る。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の資質の向上と消防技術の習熟のため、計画に基づいて県消防学校等へ派遣し、火災予防に対する教育、操法等の向上に努めるとともに、現地訓練及び総合訓練を実施する。

2 火災予防対策の指導

(1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が、建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器（消火器、住宅用防災警報器・報知設備）、防災物品（カーテン、じゅうたん等）等の普及促進を図る。

(2) 予防査察

① 定期査察

指定された防火対象物及び危険物製造所等を年1回以上実施する。

② 特別査察

特に必要があると認めた場合に実施する。

(3) 火災危険区域の設定

市街地、密集地のうち特に火災の危険度の大きい防火地区を選定し、建築、都市計画、消防面から防火診断を行い、防火対策を樹立するよう指導する。

(4) 防火管理

- ① 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の防火対象物において、収容人員が一定以上になる防火対象物には、防火管理者を定めさせる。
- ② 学校、病院等の特定防火対象物には、収容人員が一定以上になる防火管理者は、定期的に再講習を実施する。

(5) 火災予防運動の推進

火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。全国一斉に実施される春秋２回の火災予防運動期間中に、消防自動車による広報、報道機関等による火災予防の啓蒙、消防思想の普及徹底を図る。

(6) 自主防災組織、幼少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるように、地域の実情に応じた消防団、自主防災組織、幼少年、婦人防火クラブ等の組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

3 林野火災予防

林野火災の原因は、そのほとんどが人為的であるため、森林所有者等に対して防火に対する指導を行う。

(1) 教育指導

- ① 火災予防の広報の実施
- ② 火災警報発令の周知徹底

(2) 取締りの強化

- ① たき火、喫煙の制限
- ② 火入許可の厳正なる実施及び監督

4 その他の火災予防計画

(1) 船舶火災

船舶火災を防止するため、燃料等の給油及び保管を厳重にするとともに、消火器具又は救命用具等の設置を徹底させる。

(2) 車両火災

車庫等での油類の保管については火災予防条例に基づく届出を確実に励行させ、特に火気の厳禁と消火器等の設置を徹底させる。

第５節 危険物等災害予防計画（消防機関）

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施する。

1 危険物の災害予防対策

(1) 施設等の現況

危険物を消防法に定める数量以上貯蔵又は取り扱う事業所は、消防法の規制対象となるが、本市における施設所等の数は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 保安体制の確立

天草広域連合長は、施設等の所有者、管理者、又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに、当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

(3) 施設等の維持管理

天草広域連合長は、施設等の保安検査、又は立入検査を実施する際には、次の事

項を重点的に検査し、製造所における災害の防止に積極的な指導を行う。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- ④ 危険物取扱者の立合い状況

(4) 自主予防対策の推進

天草広域連合長は、施設等の種類、規模に応じ、所有者が次の措置を取り、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導を行う。

① 予防規程の遵守

天草広域連合長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

② 自衛消防組織の充実

天草広域連合長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させる等、その消火活動の向上及び災害発生に対応できる組織力の強化充実を図るよう指導を行う。

③ 定期点検の励行

天草広域連合長は、保安検査及び立入検査のほか施設等において、不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を実施するよう指導を行う。

(5) 危険物の輸送

天草広域連合長は、警察の協力を求めて、タンクローリ等の危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送及び運搬基準の励行等につき指導取締りを行う。

(6) 消火薬剤等の緊急輸送対策

天草広域連合長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車及びその他の化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第6節 文化財災害予防計画（観光文化部）

1 防災意識の向上への取組み

県と市は、災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要であるため、所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。

- (1) 市は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

2 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

(1) 記録の作成

県と市は、災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。県は災害時に即応できるよう、悉皆調査と併せてそれらの情報のデータベース化を進めていき、市からの情報をもとに随時更新する。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。

(2) 災害のリスクの把握と周知

文化財の所有者等は、災害に備え、災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、県は市とともに、国、県及び市町村が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

(3) 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別毎に文化庁からのガイドラインが出されている。県と市は、連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

(4) 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、県と市は、所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

3 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。

県と市は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1) 消火設備

- ①消火器及び簡易消火用具
- ②屋内消火栓設備
- ③スプリンクラー設備
- ④水噴霧消火設備
- ⑤泡消火設備
- ⑥不活性ガス消火設備
- ⑦ハロゲン化物消火設備
- ⑧粉末消火設備
- ⑨屋外消火栓設備
- ⑩動力消防ポンプ設備

(2) 警報設備

- ①自動火災報知設備
- ②漏電火災警報設備
- ③消防機関へ通報する火災報知設備
- ④非常警報設備

4 出土文化財・調査記録類の適切な保管

市は、出土文化財・調査記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、保管施設の立地をハザードマップ等で確認し、出土文化財の種類と内容に応じた施設や設備、方法を選択し、適切な保管に努める。

第7節 海上災害予防計画（関係機関）

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国、県及び市の機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関、民間防災機関及び関

係企業等により体制を確立し、それぞれの関係機関は次のような災害予防措置を実施するものとする。

1 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県及び市の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材等の備蓄、整備に努める。

市は、区域内で排出油から保全すべき施設、設備及び海岸等を検討し、必要に応じて資機材等（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の整備、充実を進める。

3 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は、船舶等の関係者並びに一般に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4 海上防災の研修及び訓練

熊本県をはじめ各関係機関は、沿岸住民の生命、財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

5 排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるように、その方法等を確立しておくものとする。

6 その他

各関係機関は、災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務においての必要事項について、措置するものとする。

また、油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国、県、市、関係機関団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

第8節 災害危険地域指定計画（建設部・経済部・総務部）

災害を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限度にとどめるため、日頃から災害の発生が予想される危険区域の状況を十分把握し、所要の対策を実施するとともに、災害時における応急対策が速やかに実施できるよう定める。

1 災害危険箇所等の現況

災害危険箇所（急傾斜地崩壊、土石流危険渓流、山腹崩壊危険箇所等）、重要水防区域、防災重点ため池は資料編（P 29～89）のとおりである。

2 実施責任者

(1) 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、天草市地域防災計画の定めるところにより、水防管理団体（市）及び知事が行うものとする。

(2) 地すべり等防止法に基づく地すべり指定区域の行為規制及びその他災害予防上必要な措

置は、知事が行うものとする。

3 危険区域の巡視等

(1) 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員(消防団員)を配置する。

(2) 異常水位(潮位)関係

防災関係施設(堤防、樋門等)の整備により、危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位(潮位)の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位(潮位)と堤防等の高さを比較のうえ、適切に対応するものとする。

(3) 地すべり関係

地すべり防止区域は、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されており、行為規制については同法施行令によっている。

また、地すべり指定区域の標示については、同法施行規則によって明確に区域の標示をなすとともに、天草広域本部が随時パトロールを行い適切な処理を行うものとする。

第9節 気象観測施設等整備計画(総務部)

1 気象観測施設の概況

市内における気象観測施設は、熊本地方気象台関係の観測施設を始め、各防災機関の観測施設があるが、その種別、所在地及び施設の状況は、資料編(P 95~97)のとおりである。

2 気象観測施設等の整備

(1) 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、台風・集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、観測施設(気象官署、特別地域気象観測所、地域気象観測所、地域雨量観測所)の気象データ、レーダー、アメダス解析雨量、降水短時間予報等により、きめ細やかな防災気象情報(注意報・警報、情報等)の的確、迅速な提供を行うことに努めている。

(2) 防災関係機関

現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

第10節 防災業務施設整備計画(総務部)

災害の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

1 水防倉庫及び水防資機材の整備方針

水防倉庫は本庁及び支所にそれぞれ設置し、必要資機材については定期的に調査を行い、補充を行う。

水防倉庫、水防資機材の現況については、資料編(P 99)のとおりである。

2 消防設備

市内の消防力の充実を図るため、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「第

4 節 火災予防計画」に基づき、計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進する。

3 通信設備

(1) 市の通信設備

市は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達する手段及び本庁、支所の相互通信ができるような防災行政無線システムの早急な整備促進を図る。現在の防災行政無線等施設は、資料編（P 98）のとおりである。

(2) その他防災関係機関の通信設備

① 県防災行政無線・水防テレメーター無線施設

県庁を統制局とする防災行政無線施設を、県出先機関、熊本地方气象台、県下消防本部、県下市町村等に設置。

水防テレメーターは、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位及び風速観測局の観測データを県庁内監視局に収録解析して、災害の未然防止に努めるとともに、国土交通省、消防庁回線を併設して災害情報の迅速化を図っている。

② 県警察無線施設

県警察本部並びに県下 23 の警察署に、固定局と移動局（無線車）の無線局を設置している。

③ 国土交通省水防無線施設

主として関係事務所及び同出張所との間に設置している。

④ 海上保安部無線施設

熊本海上保安部の無線施設として、熊本保安部、天草保安署に携帯基地局を、八代保安署に携帯局、各巡視船艇に船舶局を設置している。

4 防災活動拠点施設

県及び市は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

国・県・市は、災害時の活動拠点基地（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

第 11 節 災害物資・資機材整備・調達計画（総務部・健康福祉部・社会福祉協議会）

被災者の応急所対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる食料、飲料水等の物資の備蓄、調達体制の整備について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

(1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。

(2) 市は、住民・事業者等が、平時から最低 3 日間（推奨 1 週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、啓発するものとする。

(3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

(4) 県と市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- (5) 市は、救助に必要な物資の提供等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 市は、物資の調達供給体制の確保ため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

- (1) 市は、災害発生時に食料等を確保するため、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）・生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）に努めるとともに、備蓄で不足すると予想される場合は、速やかに国、県、他の行政機関に対し、協力要請を行う。
- (2) 市内の卸業者、スーパー等の大型店、農協等と、災害時の食糧及び生活必需品等の供給についての協定締結に努める。

(3) 応急給水

市（水道事業者）は、上水道の給水が停止した断水世帯等を想定して、発災直後に断水世帯に対し、給水体制を整備することとする。

(4) 飲料水以外の生活用水の確保

県、市及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 食料等の備蓄

災害時の応急的な食料については、備蓄倉庫（庁舎を利用）に次の食料等の備蓄に努め、適正に在庫管理を行うものとする。

- (1) アルファーマ、お粥、パン、ビスケット等 8,000 食
- (2) 飲料水（ペットボトル 500ml 相当） 8,000 本
- (3) 毛布 4,000 枚
- (4) インスタントトイレ（処理袋） 48,000 回分

4 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 救出救助用資機材
- ② 照明用資機材
- ③ 災害対策用特殊車両
- ④ 交通対策用資機材
- ⑤ 情報収集資機材
- ⑥ その他後方支援用等に必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

県及び市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

5 燃料備蓄（県、総務部、関係機関）

県、市、関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

6 物資の管理・輸送等

市は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、県、市は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第12節 地域防災力強化計画

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風等の災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動をとるとものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との緊急・安否確認方法
- ・就寝場所の安全確保
- ・災害情報の入手方法
- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- ・地震保険などの自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強

- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持ち出し品を準備する。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（市と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄および管理及び使用方法の確認
- カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に

業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 事業所の耐震化・耐浪化

エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

(4) 食料・飲料水・生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(5) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 13 節 自主防災組織等育成計画（総務部）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。

(1) 市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加をするとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2) 市は、天草市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を

確保するものとする。

- (3) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務がない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- ① 地区振興会、町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- ③ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(3) 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

① 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係団体と連携した訓練等）
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 避難指示等の地域への情報伝達訓練
- オ 火気使用設備器具等の点検
- カ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- キ 危険個所の点検・情報共有
- ク 避難行動要支援者の把握
- ケ 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

② 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民の安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- ク 避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、

訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業所の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ① 平時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施等
- ② 災害時の活動
 - ア 従業員等の安否確認
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止、初期消火の実施
 - エ 避難誘導
 - オ 救出・救護の実施及び協力
 - カ 避難生活における避難場所、避難所の運営協力等

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の

住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 14 節 防災知識普及計画（総務部、教育委員会）

1 方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市や県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や後援会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 市職員に対する防災教育

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ① 天草市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ⑤ 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
- ⑥ 防災関係法令の運用

- ⑦ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑧ 防災システムの操作方法等
- ⑨ 広域避難の実行性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- ⑩ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及の方法

県、市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、次により風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員および市民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

(1) 普及の内容

ア 天草市地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「天草市地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務部防災危機管理課）が、市ホームページにおいて行い、適宜普及周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

県及び市は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- (オ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (カ) 農林水産物に対する応急措置
- (キ) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (ク) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (ケ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (コ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (サ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (シ) 防災サイレン吹鳴の意義
- (ス) 避難先及び避難方法
- (セ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (タ) 避難所生活のマナーとルール
- (チ) ペットを受入れ可能な避難所
- (ツ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (テ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ト) 災害時の心得

(ナ) 自動車運転者のとるべき措置

(ニ) その他必要な事項

ウ 被災者の生活再建等の支援

県及び市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

(ア) 市広報媒体の利用

(イ) パブリシティ活動の展開

(ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用

(エ) 広報車の巡回

(オ) 講演会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

県と市は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練雄実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な地域を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4 学校教育における防災知識の普及

市は、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

さらに、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

① 災害時の身体の安全確保の方法

- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のおくみ
- ④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るための主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

- (2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保

6 事業所の防災対策の促進

- (1) 事業所の人材育成支援等

県、市町村は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による事業所防災担当者の人材育成を図るものとする。

- (2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

県、市及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

- (3) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

市及び県は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、県は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語で

の生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

9 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※防災の日：9月1日

津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

10 防災相談

市及び防災機関は、市民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、市民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

市等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を、防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第15節 防災訓練計画（総務部、教育委員会）

市及び各防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加、住民・その他の関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した各種の必要な訓練を実施する。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、更には住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国、広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、ヘリコプターによる救出、救助活動等を想定し、関係機関等による連携訓練に取り組み、災害時における円滑かつ安全な活動等の確立に努めるものとする。

なお、市単独実施が困難な場合は近隣市町と合同での訓練実施を図ったり、必要に応じて防災訓練アドバイザーの派遣等を県に要請するものとする。

(2) 訓練計画

市は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------------|-------|
| ①情報収集伝達 | ②安否確認、避難所運営 | ③避難誘導 |
| ④災害警備 | ⑤救出・救助 | ⑥医療救護 |
| ⑦消防 | ⑧水防 | ⑨道路 |
| ⑩防疫 | | |

2 広域防災訓練

市は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3 複合災害想定訓練

市、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

4 市等防災関係機関の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確かつ迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地域災害対策部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出、救護、初期消火及び避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練が必要である。

このため、市、消防機関及び防災関係機関は、これらの防災組織の訓練について、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果

のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容、規模により、最も効果を上げ得る場所を選んで実施するものとする。
たとえば、洪水の危険がある地域、又は火災危険地域等のそれぞれの活動が強く要請される場所を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第16節 避難収容計画（総務部、健康福祉部）

1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画

市は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討するものとする。

② 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

市は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行

う担当者をあらかじめ定める等管理体制を準備しておくものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

③ 地域で運営する避難所の指定

市が地域で運営する避難所として指定する場合には、自主防災組織又は区で訓練を行い、住民が安全かつ迅速に避難できる場所を指定するものとし、避難所の運営については、自主防災組織又は区で運営するものとする。

地域の自主防災組織等で開設の必要があると判断したときは、指定の避難所を開設するものとする。

※ 各地区の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料編（P8～15）のとおりである。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

市は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

② 災害発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする

(3) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、**ガス設備**、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネット等）の設置・整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等

避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(4) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(5) 近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

また、市は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、**定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。**

また、市は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、県と市は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

イ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

ウ 避難指示等の伝達方法

エ 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、天草水防区減災対策協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 管理者対策

病院、工場、事業所、大型店舗等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定避難所となる指定管理施設について、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団や自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会

福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、市は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

6 避難所における男女共同参画の推進

県と市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

7 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活動が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしおくものとする。

8 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

10 応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 市民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言（web 171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

12 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

13 広域一時滞在避難所の選定

市は、指定避難所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

市は、県が実施する被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

15 施設の災害予防対策の推進

県及び市は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

16 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第17節 避難行動要支援者避難支援計画（健康福祉部）

避難行動要支援者の避難支援等の全体的な考え方は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考に本計画の定めるところによる。

1 計画の目的

市は、市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（この章において、以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（この章において、以下避難支援等という。）について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、平時において、基本法 49 条の 10 第 3 項及び第 4 項に基づき、市の関係部局が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報や、県知事その他の者に難病患者等の情報を把握・集約し、基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないように、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。ただし、市内に居住の実態のない者、社会福祉施設に入所中の者、長期入院中の者、又は同居家族等による避難支援が可能である等の理由から避難支援を必要としない者は除く。

ア 要介護 3～5 の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障がい者

オ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者

カ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）

キ 上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員から名簿登録の要請があった者

(3) 避難行動要支援者の記載事項

避難行動要支援者名簿については、基本法第 49 条の 10 第 2 項に基づき、次の避難行動要支援者に関する情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の緊急連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの状況等）

キ その他避難支援の実施に必要な事項

(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供

① 事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防本部、消防団、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、行政区長（自主防災組織の長）、地区振興会、NPO、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（この章において、以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、原則として年 1 回、毎年 4 月から 6 月までの間にあらかじめ避難行

動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備するものとする。

なお、避難行動要支援者本人の同意を基に、名簿情報を事前に配布する場合には、同意を得られていない者に対して、避難支援等関係者に協力をお願いしながら、電話や個別訪問により、本人や家族に制度の趣旨や内容を説明し、同意の得ることに努めるものとする。

①災害時における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、基本法第49条の11第3項の規定により、名簿情報を提供することができるものとする。

なお、避難支援等の終了後、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の返却を求めるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

①避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、社会福祉協議会、民生委員、**NPO**、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、地域の避難支援者（この節において、以下「地域支援者」という。）、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとし、地域に即した検討を行うため、これらの地域の関係者が一堂に会し、協議する場を設ける。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の大危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は市が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。

② 個別避難計画作成の優先順位

市は、個別避難計画の作成に当たって、できるだけ早期に個別避難計画を作成する優先度の高い者から進めていく必要があることから、次のとおり優先して作成する基準を設けて取り組むこととする。

なお、この基準に該当しない場合でも、個別避難計画の作成を妨げるものではない。

ア 浸水想定区域、津波災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等に居住している場合（特に、津波特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域を優先）

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な場合

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況（家族が高齢者、同居家族の一時的な不在や昼間独居等）の場合

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の内容は、基本法第49条の14第3項に基づき、次の情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 避難行動要支援者に関する情報（「2—(3) 避難行動要支援者の記載事項」を参照）

イ 緊急時連絡先の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

ウ 地域支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

エ 避難支援等の方法

オ 住居等の地図

(3) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援等関係者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で、避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から地域支援者1～2人を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や地域支援者を定めるため、避難支援等関係者のほか、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、福祉タクシー等事業者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ福祉タクシー等事業者と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者等への個別避難計画の提供

市は、「2—(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供」と併せて、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

(1) 情報伝達体制の整備

伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 避難支援等関係者による避難支援等

市は、避難支援等関係者に対して、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）を基に、次のような避難支援等の実施を依頼する。

ア 平常時

- ・日ごろからの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に関する情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織を中心とした地域全体で、避難行動要支援者に関する避難支援等を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

イ 災害時

- ・避難指示等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- ・電話・訪問等による安否確認を実施する。

(3) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事業者（福祉タクシー等）と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

① 関係機関の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市は、地域支援者、避難支援等関係者、福祉専門職等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担、避難誘導の経過及び安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識をもっておくものとする。

また、県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい相談支援センター等）の連携により、要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

② 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、地域支援者や避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要である。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿制度について、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練の実施を通じて、避難行動要支援者の避難支援等に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者や地域支援者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平

時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、災害が発生するおそれがある場合にあらかじめ避難する「予防的避難」の普及啓発を図るものとする。

③ 安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから避難行動要支援者と関係する地域支援者や避難支援等関係者、福祉専門職、関係団体（障がい者団体、老人クラブ等）等と連携・協力し、避難所や自宅を巡回するといった方法などにより、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の体制を整備するものとする。

④ 地域支援者等の安全確保の措置

災害時における避難支援については、地域支援者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

なお、避難支援等は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、地域支援者等に法的な義務や責任を課すものではないことを、市は、関係者に対して説明を行うものとする。

また、地域支援者等が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、基本法第 65 条第 1 項の規定により、避難支援等に従事したことで、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、基本法第 84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

(5) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援等の円滑な実施のための方策

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉部を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

県は、災害時における市町村の避難支援状況等の状況を適宜把握し、必要に応

じて助言や支援を行うものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び地域支援者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、**個別避難計画の実効性を確保する観点等から**、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

(3) 避難行動要支援者支援マニュアル・避難行動要支援者向けマニュアルの作成

近年の災害での被災状況をみると、特に高齢者や障がい者などは、災害に関する情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、犠牲になるケースが目立っている。

災害発生前、災害発生時のそれぞれの場面において「日頃の備え」と「災害発生時の行動」を具体的に示し、避難行動要支援者と地域支援者が、安全確保のために具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策として取りまとめたマニュアルを作成し避難行動要支援者・地域支援者に対し配布する。

6 個人情報保護ガイドライン

(1) 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）に記載された個人情報（この章において、以下「名簿情報」という。）は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報を含んでいる。名簿情報が避難支援に関係のない第三者に知られることで、避難行動要支援者及びその家族が不利益を受けるおそれがある。

そのため、市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の保護を図るため、基本法、天草市個人情報保護条例並びに本項に定める個人情報保護ガイドラインに基づき、名簿情報を適切に取り扱うものとする。

(2) 個人情報の利用

名簿等については、次のことに利用できるものとする。

ア 避難行動要支援者に対する声掛けや安否確認といった日ごろからの見守り活動

イ 地域の関係者間において、避難行動要支援者の避難支援の方法等の確認・検討
ウ 防災訓練・避難訓練

エ 避難行動要支援者に対する災害情報・避難情報の伝達、避難所等安全な場所への避難誘導又は安否確認等

(3) 個人情報の安全確保に関する措置

市は、名簿等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 名簿等は、紙の台帳及び電子データとして管理するものとし、電子データは定

- 期的にバックアップを行い、機器の故障に備える。
- イ 紙の台帳は、施錠できる場所等に保管するものとし、電子データは、コンピュータの利用者を限定することで、不正アクセスの防止を図る。
- ウ 関係者へ提供する名簿等は、避難支援等の実施に必要最小限の範囲とする。
- エ 関係者に名簿等を提供する際は、名簿情報の漏えい等を防ぐため、制度の趣旨及び個人情報の保護について、説明を行うものとする。
- オ 避難行動要支援者に係る避難支援等を、ボランティア団体、障がい者団体及び民間の企業等と連携して行うため、平常時から名簿等を提供しておく必要がある場合は、各団体等と協定を締結したうえで提供を行うものとする。
- (4) 名簿取扱者の責務等
名簿等の提供を受けた者（この章において、以下「名簿取扱者」という。）は、基本法第 49 条の 13 に基づき、守秘義務が課せられるため、名簿等の取扱いについては十分に注意するものとする。
- (5) 名簿等を提供する場合における配慮
市は、名簿情報の漏えいを防止するため、関係者に名簿等を提供する際に、次のことを説明するものとする。
- ア 名簿取扱者（過去に提供を受けた者を含む。）には、基本法により守秘義務が課せられる。正当な理由がなく、名簿情報を第三者へ提供することや、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らすことは禁止されているため、名簿等の取扱いについては、十分に注意すること。
- イ 名簿等は、盗難・紛失を避けるため、施錠可能な場所に保管すること。
- ウ 名簿等は、必要以上に複写しないこと。
- エ 警察署及び消防本部においては、分署等に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は、管轄する地域に限定するとともに、名簿等を取扱う職員を定め、取扱いには十分に注意するよう指導を行うこと。
- オ 行政区長、民生委員、消防団等においては、避難支援の実施に関わる地域住民に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は必要最小限の範囲とし、取扱いには十分に注意するよう説明を行うこと。
- カ 役職等の交代により名簿取扱者でなくなった場合、名簿等については、次の役職の方に引継ぐか、市に返却すること。
- キ 新しい名簿等の提供があった場合、古い名簿等は市に返却すること。

第 18 節 医療・救護体制整備計画（健康福祉部、市民生活部、病院事業部）

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 市は、平素から災害における情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ② 市は、平素から機会あるごとに、救急（災害）医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- ③ 市は、小学校単位を配慮し、行政区ごとの救護体制の整備を図る。
- ④ 市内全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時にお

ける情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。

- ⑤ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 市は、日赤市支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に対して、あらかじめ災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- ② 病院事業部にあっては、あらかじめ各病院ごとの職員による医療救護班等を編成しておく。
- ③ 医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は、災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。
- ⑦ 各機関、団体は、大規模な災害に備え、患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

2 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者のため、平時から、陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

3 災害時における医療ボランティアとの連携

市は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ態勢の確立に努めるものとする。

4 災害時における医薬品及び歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給対策

市は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と連絡網を整備するものとする。

5 災害時における後方支援体制の確保

市は、被災地域内の医療活動で、対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、市内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

6 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市は、県と連携を図り、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ① 市は、県と連携を図り、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- ② 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 近隣市町村との応援体制

市は、あらかじめ災害時における近隣市町村との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ効果的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の

連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第19節 災害ボランティア計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合うしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県及び関係機関の連携のもと、平時から以下の事業を積極的に推進することで体制の整備を図る。

1 地域福祉の推進

市は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、市社会福祉協議会（この章において、以下「市社協」という。）住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、市や市社協は、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

市や市社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市社協との連携が円滑になされるよう、平時から市社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成、登録、体制整備

市社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県及び市社協は、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡

調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

県社協や市社協は、県や市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

また、市社協は、市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。県社協は、災害時に市社協又は複数の市社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市社協を支援する。また、一般ボランティアが十分活動できるようニーズの把握や被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4 ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。市社協においても同様に、平時から他市社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市、県社協や市社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、市社協、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第 20 節 防災関係機関等における業務継続計画（全部局、防災関係機関）

県、市及び防災関係機関は、大規模災害発生時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、県及び市は災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料などの確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第 21 節 受援計画（全部局、防災関係機関）

1 受援計画の策定

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定にあたっては、県及び市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

(7) 受援組織の設置

(イ) 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

(7) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化

(イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・ＯＡ機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制

2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

る。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

県及び市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

県及び市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 22 節 公共施設等災害予防計画（全部局、防災関係機関）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

また、急峻な地形が多いことで、積雪時の融雪に時間を要することから、交通環境の早期復旧を目指すために、管理行動計画の策定と体制整備に努めるものとする。

(2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 河川、砂防、空港、港湾・海岸、漁港

(1) 河川

河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

ア 堤防

(ア) 二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

(イ) その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、耐震対策を実施する。

(3) 空港

災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送受け入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。

(4) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、地震に耐えられるよう整備するものとする。

(5) 海岸

海岸の保全は、市民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行うものとする。

(6) 漁港

漁港施設は、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。

海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3 水道

水道は、市民生活において重要なライフラインであることから、災害時においても、断水を最小限に留めるため、浄水場や配水池等の施設の保全に努めるとともに、改良、更新時には、耐震対策を講じるなど、防災の強化を図る。

(1) 施設の補強

被災時の給水拠点となる配水池、加圧ポンプ、浄水場の耐震化を進めるとともに、水道管については、重要な給水施設への供給ラインから優先的に老朽管の更新、耐

震対策を講じる。

(2) 連絡管整備による給水の確保

給水区域間の配水管連結を進め、浄水場等が被災した場合は、別のルートによる給水を確保することで、断水を最小限に留めるよう必要な対策を講じる。

(3) 災害時応急体制の整備

災害時における給水確保のため、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬ポンプ、可搬式発電機、運搬車両の整備増強を図る。

(4) 災害時における体制整備

自然災害ほか、水質事故やテロ等の危機における給水確保を図るため、天草市水道事業危機管理マニュアルにより、職員の出動体制・指揮命令系統の確立、情報の収集及び伝達、応援要請等必要な体制を整備する。

4 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きよ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

5 社会福祉施設

県及び市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

(2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

(3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

(5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

(6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

6 医療施設

県及び市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

7 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、市立学校等について、その設置者は次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

8 ライフライン

市は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

9 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

10 災害応急対策の担い手の育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画（総務部）

1 防災組織

(1) 防災会議

本市の地域における防災を総合的に推進するための組織として、天草市防災会議を設置する。

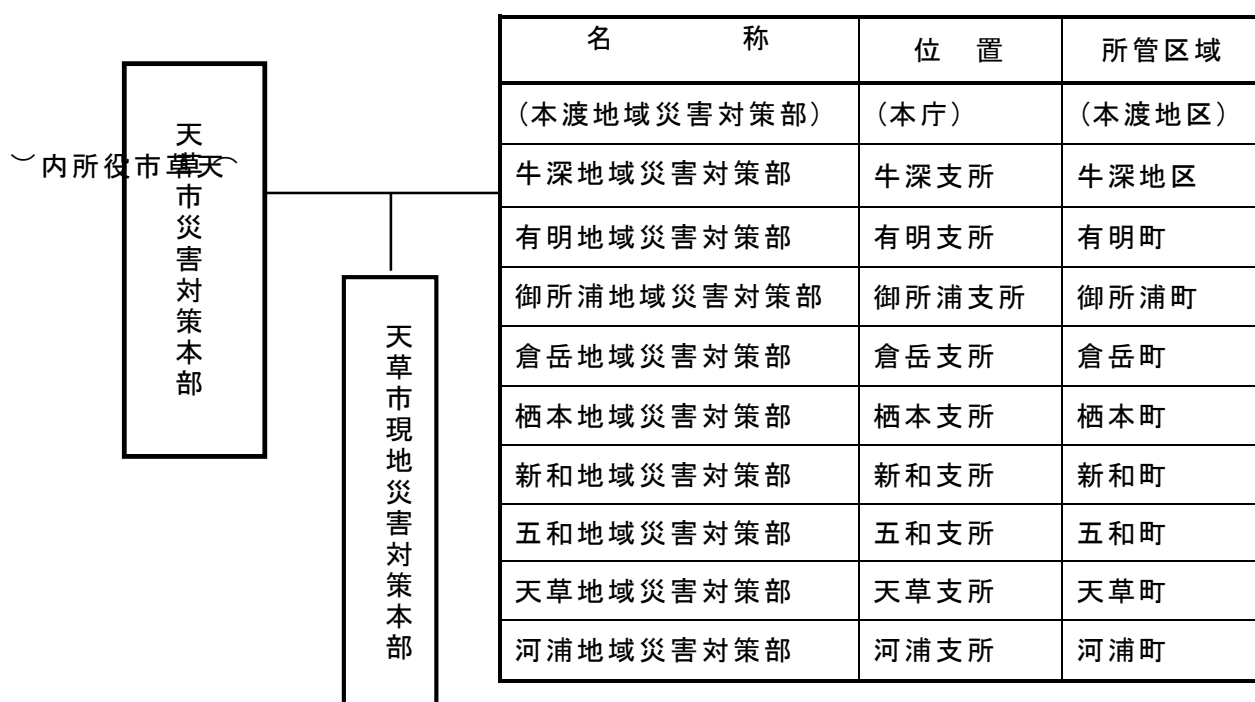
市長を会長として基本法第16条第6項に規定する機関の長及び学識経験者を委員として組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

(2) 災害対策本部

基本法第23条の3、第24条、第28条の2及び第107条の規定に基づき災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため天草市災害対策本部を設置する。

市長を本部長（市長に事故あるときは、副市長、総務部長の順位で指揮を執る。）として市の職員で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。

また、これらの活動を実施するため、本部に対策部並びに市内9地域（支所設置区域）に地域災害対策部を設置し、それぞれ本部の事務を分掌させる。



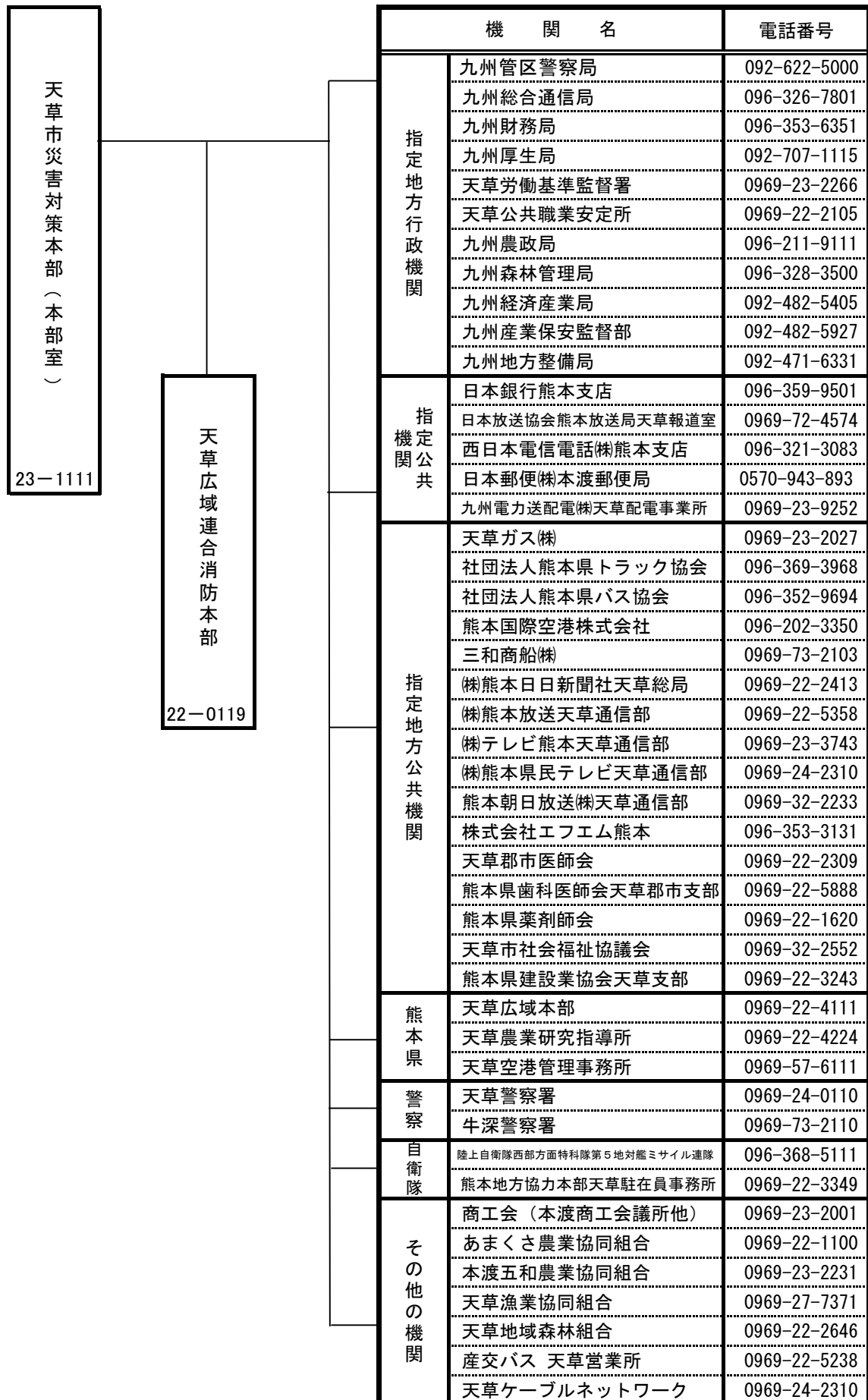
2 天草市の災害対策系統

(1) 防災関係機関の協力系統

天草市の地域において、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市長は必要があると認めるときは、天草市災害対策本部を設置して防災の推進を図る。

また、天草市防災会議を構成する関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、災害対策本部と緊密な連絡・協調に努めるものとする。

【防災関係機関の協力系統図】



(2) 天草市災害対策本部

災害の種類は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りなど（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として基本法に基づく天草市災害対策本部と、水災に対処するための水防法に基づく天草市水防本部とがあるが、災害対策の一元的推進を図る観点から、その設置運営については市長において統制する。

3 天草市災害対策本部の組織及び編成

天草市災害対策本部の組織及び編成等は、「天草市災害対策本部条例」及び「天草市災害対策本部条例施行規則」等の定めるところによる。

(1) 設置基準

① 天草市災害対策本部

ア 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（市長判断）

イ 特別警報が発表されたとき

ウ 大津波警報が発表されたとき

エ 震度5強以上の地震が発生したとき

オ 【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したとき

カ 本部が設置された場合には、「配置基準表」（P61）の職員の配置体制をとるものとする。

キ 災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

Ⅰ. 本庁舎 Ⅱ. 天草市民センター Ⅲ. 五和支所 Ⅳ. 新和支所

② 現地災害対策本部

ア 災害地が災害対策本部から遠隔地の場合

イ 本部と地域災害対策部との通信連絡等が円滑に行えない場合

ウ 前記のほか、特に市長が必要であると認めるとき

③ 地域災害対策部

ア 支所の所管区域内で、震度5強以上の地震が発生した場合。

イ 特別警報が発表されたとき

ウ 災害対策本部が設置を指示したとき

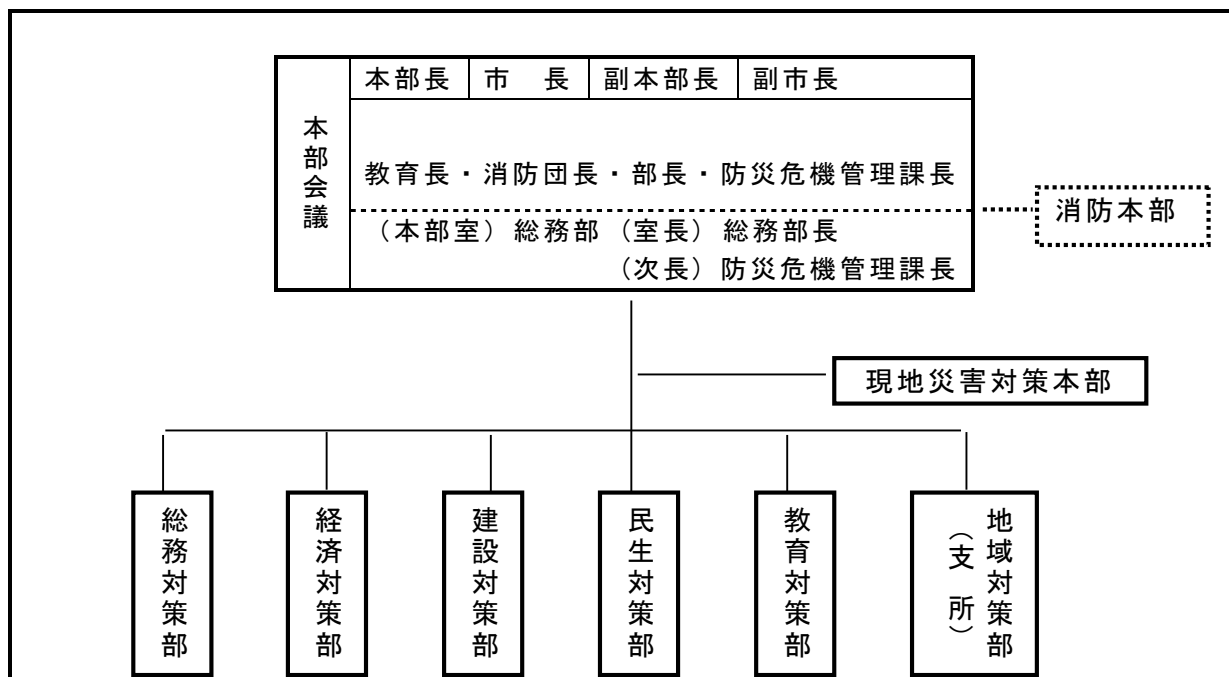
エ 支所の所管区域内に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、支所長は、速やかに災害対策本部長に報告するとともに、設置についての指示を仰ぐものとする

(2) 廃止基準

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

(3) 災害対策本部の組織と編成



(4) 協議事項

① 本部会議の協議事項

- ア 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- イ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- ウ 災害救助法の適用、実施に関する事項
- エ その他の重要事項

② 本部室の所掌事務

- ア 本部会議に関する事項
- イ 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ウ 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- エ 各対策部及び各関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- カ 災害応急措置の業務命令に関する事項
- キ その他本部長の指示する事項

(5) 対策部

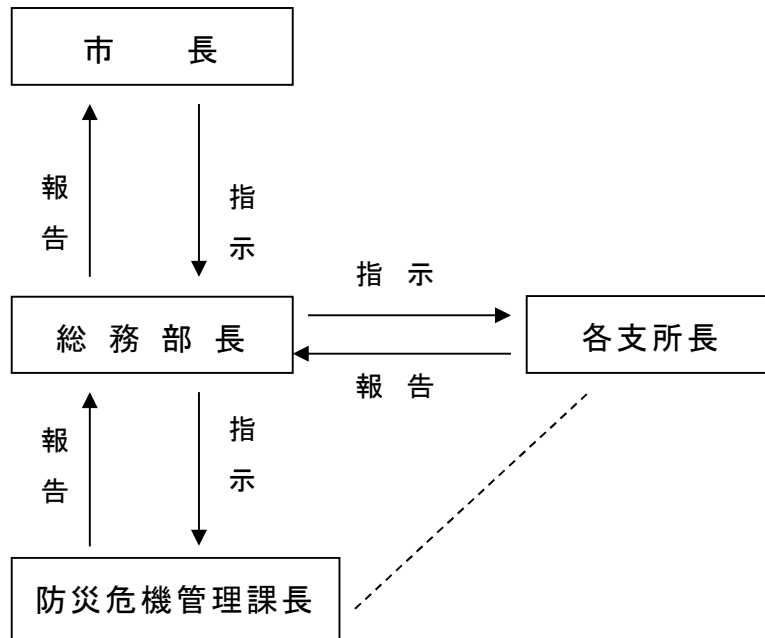
- ① 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは本部に対策部を置く。
- ② 対策部に対策部長、対策副部長、班長、部員を置く。
- ③ 対策部長には、部長及び支所長をもって充て、対策副部長には、部長、水道局長及び課長をもって充て、班長には課長等をもって充て、部員は関係部課等に所属する職員をもって充てる。
- ④ 各対策部は、必要な対策部を設置したときは、その内容を総務対策部長に合議するものとし、総務対策部長はこれに基づく必要な措置をとるものとする。
- ⑤ 本部長が、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。
- ⑥ 各対策部の職員分掌事務については、次ページの表のとおりとする。

対策部	部 長	副 部 長	班	分 掌 事 務
総 務 対 策 部	総 務 部 長	総合政策部長 地域振興部長 防災危機管理課 防災危機管理課長	総 務 (防災危機管理課) ◎ (総 務 課) (契約検査課) (議会事務局) (監査事務局) (選管事務局)	(1) 災害対策本部に関すること。 (2) 各対策部との連絡調整に関すること。 (3) 職員の配置計画に関すること。(全部・課等で対応) (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 自衛隊・緊急消防援助隊等の派遣要請に関すること。 (6) 気象予警報等の伝達に関すること。 (7) 情報収集及び被害調査・報告に関すること。 (8) 消防及び水防に関すること。 (9) 住民の避難に関すること。 (10) 消防団員との連絡調整に関すること。 (11) 被災者の救出・保護・収容に関すること。 (12) 平時の食料等の備蓄、在庫管理に関すること。 (13) 交通規制計画及び緊急車両の確認・確保に関すること。 (14) 輸送計画(車両・防災消防ヘリコプター)に関すること。 (15) 応急対策物資の購入に関すること。 (16) その他分掌事務に係る庶務に関すること。 (17) 市外等からの応援職員の市への受け入れに関すること。 (18) 議会への被害状況報告に関すること。 (19) 議会(国、県、市町村)の災害視察に関すること。
			秘 書 広 報 ◎ (秘 書 課)	(1) 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 (2) 報道機関等との連絡調整に関すること。 (3) 災害状況等の公表に関すること。 (4) 災害記録写真に関すること。
			財 政 ◎ (財 政 課) (財産経営課)	(1) 災害経費の資金計画及び予算措置に関すること。 (2) 大規模災害時の出勤職員の炊き出しに関すること。 (3) 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 庁内電話の確保並びに整備に関すること。 (5) 輸送計画(公用車両確保)に関すること。
			企 画 ◎ (政策企画課) (その他全課)	(1) 災害復旧と諸計画の調整に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
			情 報 通 信 ◎ (情報政策課)	(1) 情報通信の確保に関すること。
			出 納 対 策 ◎ (会 計 課)	(1) 義援金等の出納・保管に関すること。 (2) 災害救助基金の出納に関すること。 (3) 応急対策物資の出納に関すること。 (4) 他班の応援に関すること。
			農 林 水 産 ◎ (産業政策課) (農業振興課) (農林整備課) (水産振興課) (農委事務局)	(1) 農林水産業の被害調査に関すること。 (2) 農林水産業の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 応急食糧の供給に関すること。 (5) 輸送計画(船舶)に関すること。 (6) 土地改良区との連絡調整に関すること。 (7) 農業・水産業団体等との連絡調整に関すること。
経 済 対 策 部	経 済 部 長	観光文化部長	商 工 観 光 ◎ (観光振興課) (産業政策課 産業政策係)	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 労務者の供給に関すること。 (3) 商工業関係の災害予防及び応急対策・振興に関すること。 (4) 被災中小企業者等に対する融資斡旋に関すること。 (5) 観光業関係の被害調査に関すること。 (6) 観光業関係の災害予防及び災害応急対策に関すること。 (7) 観光関係団体との連絡調整に関すること。
			文化財 ◎ (文化課)	(1) 文化財関係の被害調査に関すること。 (2) 文化財所有者の災害予防及び応急対策・振興に関すること。 (3) 文化財関係団体・支援団体等との連絡調整に関すること。 (4) 被災文化財及びその周辺の文化財調査等に関すること。 (5) 災害復旧に係る文化財調査に関すること。
			応 援 ◎ (恐竜の島博物館推進室)	(1) 他班の応援に関すること。

対策部	部 長	副 部 長	班	分 掌 事 務
建設 対策部	建設 部 長	水道局長	土 木 ◎（建設総務課） （土木課）	(1) 土木施設等の被害調査に関すること。 (2) 土木施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 交通規制計画に関すること。 (5) 障害物等の除去に関すること。 (6) 災害応急対策資機材の確保及び運用に関すること。
			都 市 計 画 ◎（都市計画課） （建築課）	(1) 都市公園等の被害調査に関すること。 (2) 都市公園等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 住宅応急対策（仮設住宅建設等）に関すること。
			水 道 ◎（水道課）	(1) 水道施設等の被害調査に関すること。 (2) 水道施設等の災害予防及び応急対策に関すること。 (3) 被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給に関すること。
			下 水 道 ◎（下水道課）	(1) 下水道施設等の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。
			応 援 ◎（経営管理課）	(1) 他班の応援に関すること。
民生 対策部	健康 福祉 部 長	市民生活部長 病院事業部長	福 祉 ◎（健康福祉政策課） （福祉課） （子育て支援課） （高齢者支援課） （健康増進課）	(1) 災害弱者（高齢者、施設・保育所入所者等）の把握・避難に関すること。 (2) 避難行動要支援者に関すること。 (3) 災害救助法（他班に属するものを除く。）に関すること。 (4) 応急食糧の供給に関すること。 (5) 生活必需品の供給に関すること。 (6) 民間団体（社会福祉協議会・日赤等）との連絡調整に関すること。 (7) 義援金品・見舞金品の受付、配分及び輸送に関すること。 (8) ボランティアに関すること。 (9) 保健衛生（健康管理）に関すること。 (10) 社会福祉施設の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (11) 被災者の自立支援に関すること。 (12) 食品衛生に関すること。 (13) 被災者生活再建支援法に関すること。 (14) 要配慮者避難所・福祉避難所の設置・運営に関すること。
			環 境 ◎（市民環境課）	(1) 環境施設等の被害調査に関すること。 (2) 飲料水（上水道を除く）に関すること。 (3) 保健衛生（防疫・仮設トイレ設置）に関すること。 (4) 廃棄物処理に関すること。 (5) 生活環境保全に関すること。 (6) 被災動物対策に関すること。 (7) 死体捜索・収容埋葬に関すること。
			市 民 ◎（市民課） （納税課） （課税課） （国保年金課）	(1) 他班の応援に関すること。 (2) 外国人対策に関すること。 (3) 罹災証明書の発行及びそれに伴う住家の被害認定調査に関すること。 (4) 市税の減免等に関すること。
			病 院 ◎（病院事業部） （各市立病院・診療所） （看護専門学校）	(1) 医療衛生施設の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (2) 医療・救護に関すること。 (3) 医療機関の動員及び指示に関すること。 (4) 医薬品、衛生材料の調達及び供給に関すること。
教育 対策部	教育 部 長	教育総務課長	教 育 ◎（教育総務課） （教育部全課）	(1) 教育施設等の被害調査に関すること。 (2) 教育施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 教育対策（学校給食含む）に関すること。 (4) 児童・生徒の避難対策に関すること。 (5) 民間団体（婦人会等）の活用に関すること。
地域 対策部	各支 所 長	総務振興課長 まちづくり 推進課長	◎総務振興課 ◎まちづくり推進課 ◎支所全課	(1) 被害調査に関すること。 (2) 本庁各部に対応する災害対策に関すること。 (3) 本部との連絡調整に関すること。 (4) 地域災害対策部に関すること。 (5) 支所の分掌事務に係る応急対策に関すること。 (6) 水防に関すること。

(6) 職員への指示系統

災害対策本部が設置された場合は、次の系統により行うこととし、指示を受けた総務部長及び防災危機管理課長は、「第2節 職員配置計画の3-(4)-①の配置指令の伝達」系統により、各職員への伝達等を行う。



4 関係機関との連携

市は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家や関係機関等の参加を求めるものとする。

5 災害対策本部室等のスペース確保

市は、国、他県、防災関係機関等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行う為、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

6 災害対策本部運営要領等の作成

市は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応を取りまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

第2節 職員配置計画（各部局）

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応

援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

市は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制
(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む)
- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 職員配置体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

3 市職員の配置

災害が発生するおそれ、または発生した場合における市職員の配置は、おおむね次のとおり実施するものとする。

なお、この実施運用については、総務部長が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

(1) 災害発生のおそれのある場合

- ① 総務部長は、次に掲げる場合は予警報伝達計画に基づき、警報又は注意報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動にあたらせるものとする。

ア 災害発生のおそれがある注意報又は警報が、熊本地方気象台又は気象庁から発表されたとき。

【災害発生のおそれのある注意報又は警報】

注 意 報	警 報
● 津波注意報	次の種類の警報が、「１」以上発表されたとき ● 暴風警報 ● 大雨警報 ● 洪水警報 ● 高潮警報 ● 津波警報 ● 大雪警報 ● 暴風雪警報

イ 火山爆発又は地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。

ウ 災害発生のおそれがある異常現象が確認されたとき。

エ その他市長が必要と認め指示したとき。

② 災害警戒本部体制

総務部長は、特に警戒を必要とする場合は災害警戒本部を設置するとともに、必要に応じ関係部・課長等及び支所長を招集し、「災害対策会議」を開催するものとする。

③ 各部・課長等及び支所長は、所属職員の応急措置に関する担回事務及び職員待機要項等をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

また、①②によるものの他、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における動員

① 災害処理関係部・課長等及び支所長は、災害が発生した場合は、所属職員の全部、又は一部を指揮監督して応急措置に従事するほか、市長又は上司の命があった場合は直ちに活動し得る体制を整えておく。

② 災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長の命を受けて応急措置を行う。

③ 職員は、災害が発生した場合は、速やかに上司と連絡を取り、又は自らの判断で参集し、応急対策に従事する。

④ 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長等の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

(3) 職員の配置基準

【配置基準表】

体 制 区 分	気 象 状 況 等		
第 1 警戒体制	①災害発生のおそれがあるとき（防災危機管理課判断）		
	②次の種類の警報が1以上発表された場合		
	ア 暴風警報	イ 大雨警報	ウ 洪水警報
	エ 高潮警報	オ 大雪警報	カ 暴風雪警報
	③震度4の地震が発生したとき		
	④【警戒レベル3】高齢者等避難を発令したとき		
職員の 待機体制	本 庁	総務部	2名以上
		健康福祉部健康福祉政策課	1名以上
		④の場合に限る	
		建設部・経済部	各2名以上
	支 所	※高潮警報は除く	
		水道局	1名以上
		※高潮警報、大雪警報を除く	
		各1名以上	

災 害 警 戒 本 部 設 置	
第 2 警戒体制	①災害（大規模な災害を除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（総務部長判断） ②台風が直撃するおそれがあるとき（総務部長判断） ③土砂災害警戒情報が発表されたとき ④記録的短時間大雨情報が発表されたとき ⑤顕著な大雨に関する情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき ⑥津波注意報又は津波警報が発表されたとき ⑦震度5弱の地震が発生したとき ⑧【警戒レベル4】避難指示を発令したとき

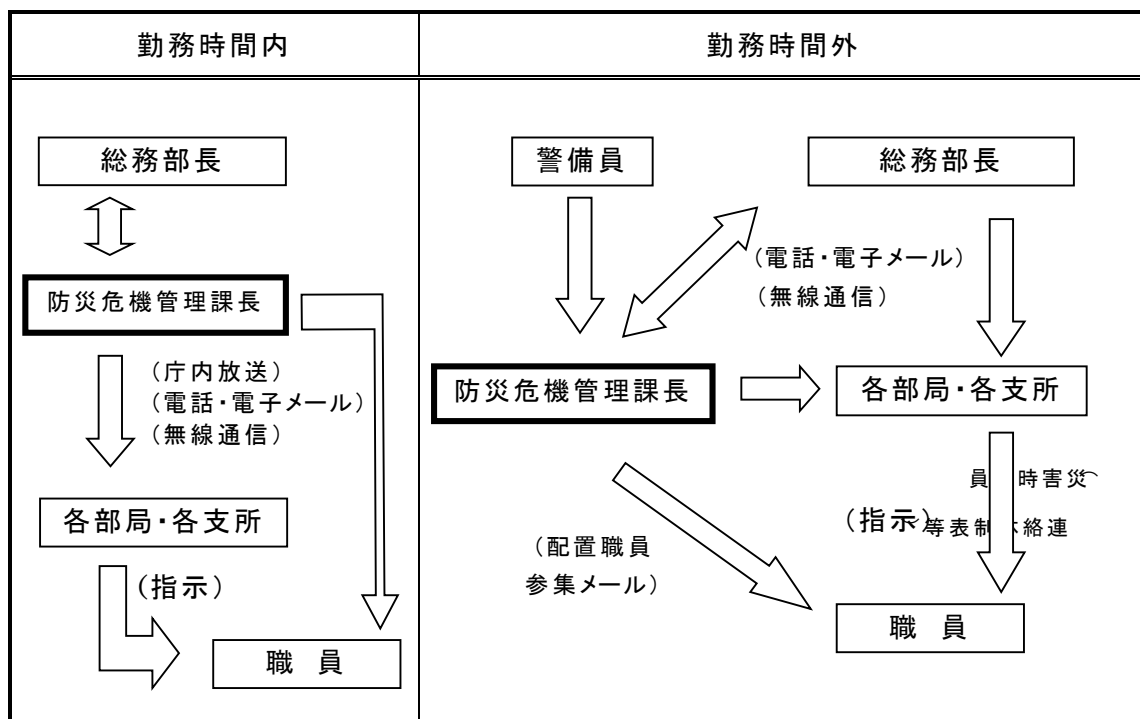
	職員の 待機体制	本 庁	総務部 他部局	8 名以上 各 2 名以上
		支 所		各 3 名以上

災 害 対 策 本 部 設 置				
第 1 非常体制	①大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（市長判断） ②特別警報が発表されたとき ③大津波警報が発表されたとき ④震度 5 強の地震が発生したとき ⑤【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令したとき			
	職員の 待機体制	本 庁	総務部 他部局	18 名以上 各 3 名以上
		支 所		各 5 名以上
第 2 非常体制	①大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、全市での対応が必要なとき（市長判断） ②震度 6 弱以上の地震が発生したとき（自動設置）			
	職員の 待機体制	全職員		

(4) 職員の招集

① 配置指令の伝達

職員配置の指令及び配置担当者の招集の伝達は、次の系統により行うものとする。



② 職員の招集・安否確認方法

ア 職員の招集、又は安否確認に当たっては、最も迅速かつ的確な方法（電話・メール、SNS等）により各部・課長等及び支所長が所属職員を招集するものとする。

イ 必要に応じて他課（本庁を含む）職員の応援に係る招集連絡については、防災危機管理課から応援職員及びその所属課等の長へ連絡することとする。

③ 配置の解除

職員の配置体制は、次の場合を基準として総務部長が解除を指示するものとする。

- ア 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- イ 災害発生の危険性がなくなったとき。
- ウ 災害の拡大するおそれがなくなったと確認されたとき。
- エ その他市長が解除の指示をしたとき。

4 職員の応援

市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課等及び各支所に所属する職員を、他の部課等及び支所に派遣することを指示するものとする。

5 職員の派遣

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、市長は、地方自治法第 252 条の 17 および災害対策基本法第 29 条の規定により他の地方公共団体、または国の機関の職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第 30 条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示(昭和 51 年 3 月自治省告示第 118 号)によるものとする。

(2) 派遣職員に対する給与および経費の負担

① 国から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

② 県および市町村から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項による。

6 被災市町村等への職員派遣

市は、本市以外の地域で大規模な災害発生した場合、熊本県災害対策本部、被災市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災市町村等への応援職員の派遣は、本市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

7 職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第 3 節 応急措置計画（各部局、関係機関）

1 市長の応急措置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、応急措置を行わなければならない。

(1) 応急措置についての責任

市長は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならない。（基本法第 62 条第 1 項）

(2) 消防機関の出動命令等

市長は、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。(基本法第 58 条)

(3) 設備、物件の除去等事前の措置

市長は、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。また、これらの指示について警察署長に要求することができる。(基本法第 59 条)

(4) 警戒区域の設定等

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、住民の生命を守るために特に必要があると認めるとき、次の者は警戒区域を設定して、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、もしくは禁止し、住民の退去を命ずることができる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	基本法 第 63 条第 1 項
警察官・海上保安官	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、もしくは市長から要求があったとき	基本法 第 63 条第 2 項
自 衛 隊	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	基本法 第 63 条第 3 項
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第 23 条の 2

(5) 工作物等の使用、収用等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市の地域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(基本法第 64 条)

(6) 工作物等の除去保管等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、又はその他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、その保管、公示、売却、基本法第 64 条第 2 項後段、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項及び同法施行令第 25 条、第 26 条、第 27 条の規定に基づいて行うものとする。

(7) 業務従事命令

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条)

(8) 損失補償

市は、前記(5)により市長による工作物等の使用、収用等の処分が行われるときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。(基本法第 82 条)

(9) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市は、市長又は警察官が前記(7)の業務従事命令及び(4)の警戒区域の設定のため、市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって受

ける損害を補償しなければならない。(基本法第 84 条)

2 市の委員会、委員等の応急措置

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により、応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。(基本法第 62 条第 2 項)

第 4 節 災害警備計画（各部局、関係機関）

市は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、被災地の公安及び秩序を維持するとともに、災害の拡大を防止するため、警察その他の機関及び市民と協力して、住民の避難誘導、犯罪の防止、交通規制等の応急措置の活動を行う。

第 5 節 応援要請計画（総務部）

県、市等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1 応援要求

(1) 他の市町村長への応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

この場合において、市長は、応援に従事する者に対し、応急措置の実施についての指揮を執るものとする。

なお、応援のために要した費用（交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等の物品費用等）については、市が負担するものとする。

(2) 県知事等に対する応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

なお、応援、又は応急措置のために要した費用については、市が負担するものとする。

2 関係機関との相互連絡

(1) 関係機関の職員の派遣要請

市長等は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

このうち、職員の派遣については、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し要請し、あるいは県知事に対し指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

① 派遣を要請する（斡旋を求める）理由

- ② 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他の職員の派遣について必要な事項

また、県又は他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県又は他の市町村と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 市の受け入れ体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱いは、地方自治法第 252 条の 17 及び基本法第 32 条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(3) 災害派遣手当

災害派遣手当は、基本法第 32 条の規定により支給する。

(4) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には基本法施行令第 18 条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第 252 条の 17 第 3 項の規定によるものとする。

(5) 防災会議構成機関（関係機関）

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には緊密な連携と適切な応援協力を図るものとする。

(6) 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、地震等の災害により被災した場合、天草市単独では十分な応急の復旧対策ができないと判断したときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」及び「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、次の要請を行うものとする。

- ① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、船舶等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に市長が必要と判断した事項

(7) 熊本県市町村消防相互応援

市長は、必要があると認めるときは、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき、天草広域連合消防本部以外の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

3 緊急消防援助隊要請要領

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに天草広域連合消防本部消防長と協議を行い、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

応援要請連絡票は、資料編（P 108）参照。

(2) 天草市応援等調整本部

- ① 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、天草市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて天草市応

援等調整本部を設置するものとする。

- ② 応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、天草市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長又はその委任を受けたものを本部長とする。

この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

イ 関係機関との連絡調整に関すること

ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること

エ その他の必要な事項に関すること

- (3) 熊本県応援等調整本部への派遣

天草市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、市長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

4 相互応援の強化

市は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、市は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

5 複合災害に係る応援要請

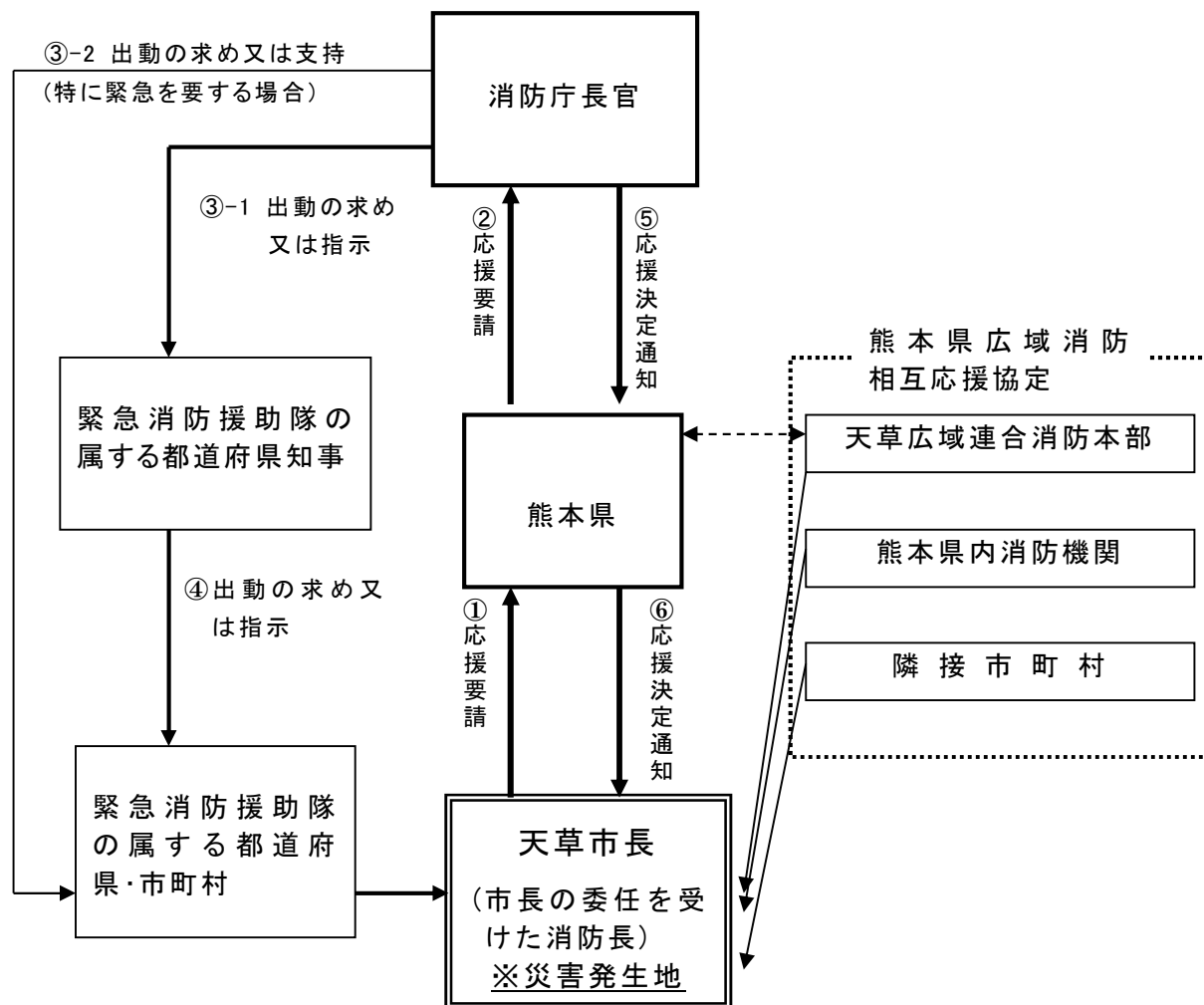
市、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの応援を早期に要請することも定めておくものとする。

6 応援・受援体制の整備

県、市、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

【緊急消防援助隊応援要請系統図】



※消防組織法の根拠条項

① ②	44 条第 1 項
③-1	求めによる場合 44 条第 1、2 項
	指示による場合 44 条第 5 項
③-2	求めによる場合 44 条第 4 項
	指示による場合 44 条第 5 項
④	求めによる場合 44 条第 3 項
	指示による場合 44 条第 6 項

第 6 節 自衛隊災害派遣要請・要求計画（総務部）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

市長にあっては、基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

1 災害派遣要請基準

市長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認め

るときは、災害派遣を要請する。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

さし迫った必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 災害派遣要請要領

市長が自衛隊派遣の必要を認めたときは、次の事項を明確にして、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請を行うよう知事(天草広域本部経由)に対して要請する。

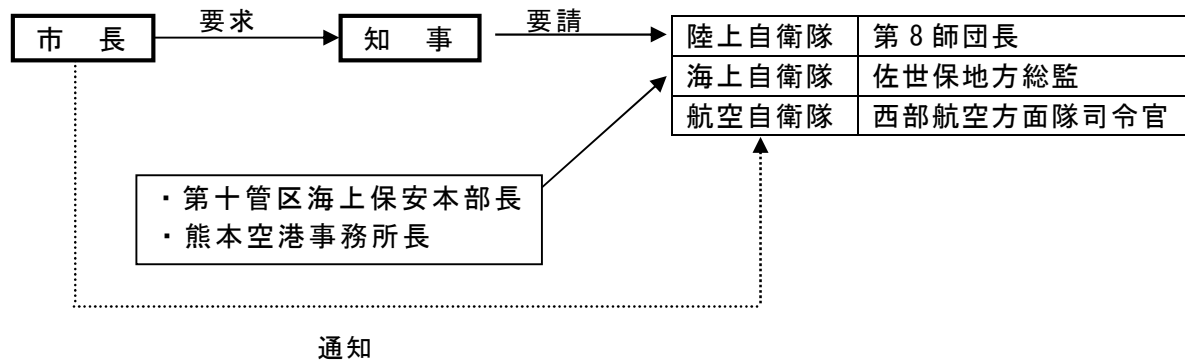
(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) 連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等、参考となるべき事項

【要請・要求系統図】



3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- | | | |
|-------------|---|--------------------------|
| (1) 人命救助 | : | 行方不明者の搜索、被災者の救出・救助 |
| (2) 消火活動 | : | 林野火災等に対し、航空機等による消火 |
| (3) 水防活動 | : | 土のう作成、運搬、積み込み |
| (4) 救援物資の輸送 | : | 車両及びヘリコプターによる物資の輸送 |
| (5) 道路の応急啓開 | : | 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等 |
| (6) 医療、防疫 | : | 応急救護及び除染車等による地域の防疫 |
| (7) 給水活動 | : | 水タンク車、水トレーラーによる給水 |
| (8) 給食 | : | 炊事車による炊飯(温食) |
| (9) 宿泊活動 | : | 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置 |
| (10) 入浴活動 | : | 公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設 |

4 災害派遣部隊の受入れ措置

自衛隊派遣部隊の受入れに当たっては、市長は自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう留意するとともに、次に掲げるところにより処理する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し、地域住民の積極的な協力が得られるようにする。
- (4) 災害地における作業に関しては、自衛隊指揮者と十分協議して決定する。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、機材の準備については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、市において準備するものとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用する材料及び消耗品類は、全て市において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て市に譲り渡されるものでなく、市は、災害の程度、その他事情に応じてできる限り返品又は弁償しなければならない。

6 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは市の負担とする。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置し、電話の施設費及び当該電話による通話料等
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用

第7節 予警報等伝達計画（総務部、関係機関）

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び住民に、迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1 予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに水防に情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準】

種 類		発 表 基 準
特 別	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

警 報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しき大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。
注	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

意 報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地 3cm 以上、山地 5cm 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海 1.5m 以上、外海 2.5m 以上になると予想される場合。 具体的な基準は資料編参照。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高 1.9~3.0m 以上。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
注 意 報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が 65% 以下で最小湿度が 40% 以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ 100 cm 以上で、1. 気温 3℃ 以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが 30 cm 以上のいずれかが予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が -2℃ から +2℃ と予想される場合。

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が -2°C から $+2^{\circ}\text{C}$ と予想される場合。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温 3°C 以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起きたりするおそれがあるときに発表される。 冬期：平地で最低気温が -5°C 以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より 4°C 以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害 の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生危険度の示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km 格子毎に値を設定していますが、別紙資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km 格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されています。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の4つに大別される。

- ① 災害に結びつくような顕著な現象の発見が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- ② 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。
- ③ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間に110 mm以上）を観測若しくは解析した場合には、さらに強く警戒を呼び掛ける「記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波

予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も続く可能性が高いため海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(6) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。

(7) 降灰予報

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報（定時）、噴火発生直後の予報（速報）、噴火発生後の制度の良い予報（詳細）を提供する。各情報については、阿蘇火山噴火対策計画を参照。

(8) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(9) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区气象台が発表する。

① 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

② 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、次のような場合には発表しない。

・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。

・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。

③ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

④ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

⑤ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(10) 緊急地震速報（警報）

① 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他 5 町村
	熊本県天草・芦北	天草市他 5 市町
	熊本県球磨	人吉市他 9 町村

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(11) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(12) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象情報が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(13) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(14) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(15) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])

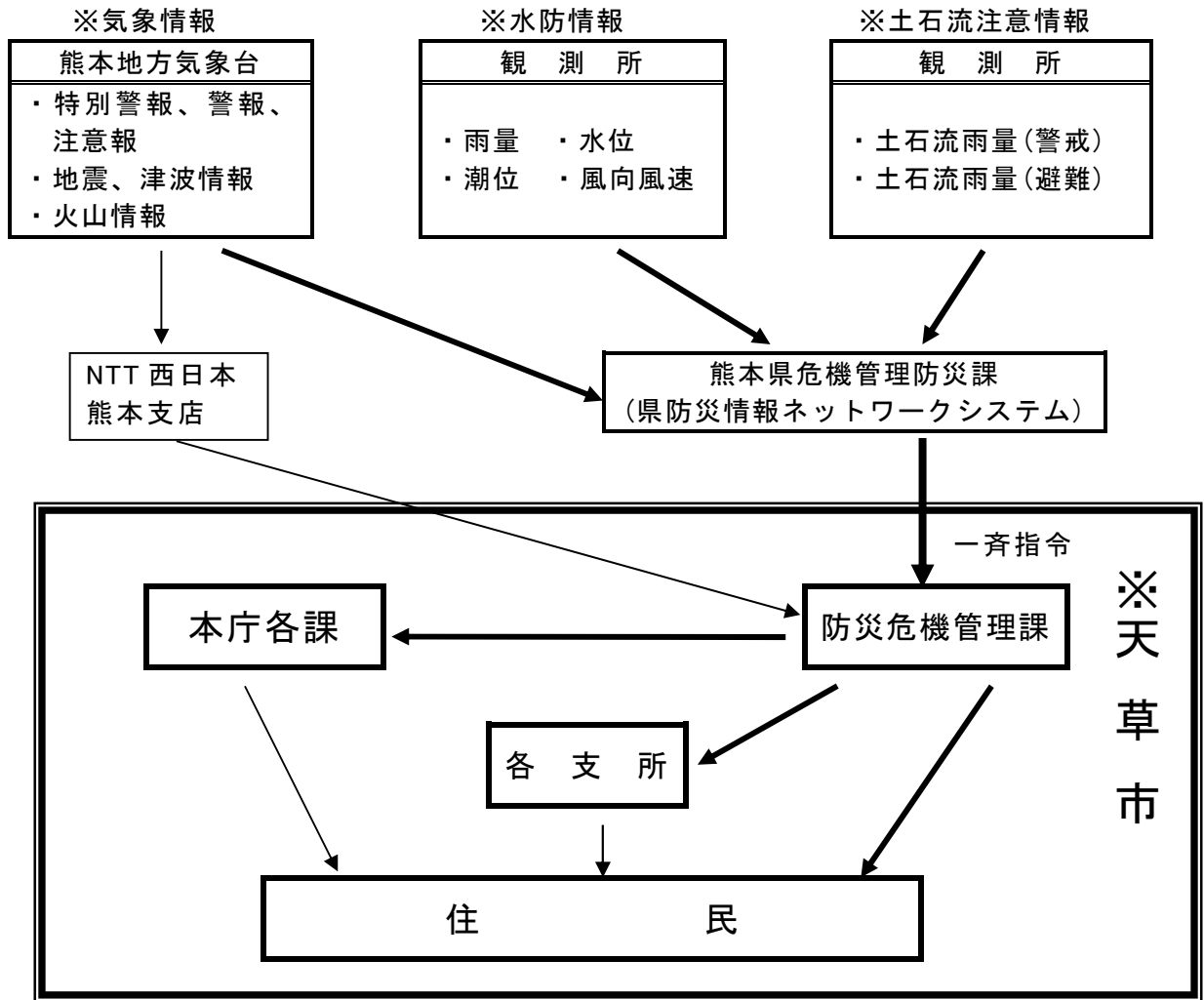
土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。

2 予警報等の伝達系統

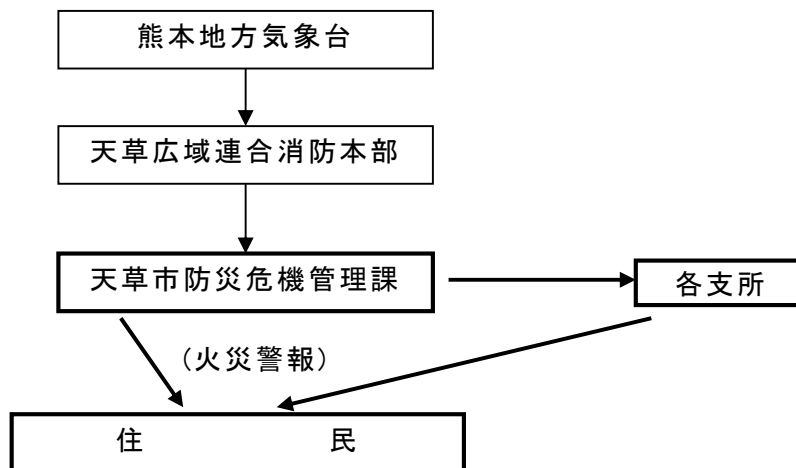
予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、市は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 気象予警報の伝達系統



(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



3 特別警報、警報及び注意報等の発表時における措置

市長は、各関係機関から伝達を受けた警報及び注意報等は防災行政無線等を利用し、庁内各課等及び各支所に伝達するとともに、速やかに住民に徹底するよう努める。

また、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報が発表された場合には、更なる警戒強化と避難指示等の発令に努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

4 予警報等伝達責任者

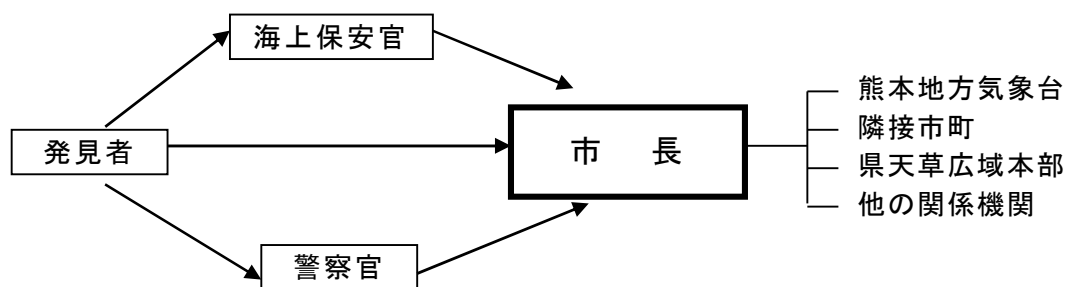
特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、本庁、支所及び他の出先機関は、次の基準によって予警報等伝達責任者を定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

- (1) 本庁防災危機管理課、土木課 各 1 名
- (2) 各支所担当課 各 1 名

5 異常現象発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。（基本法第 54 条）
- (2) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

【通報系統】



【通報の方法】

市長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については、文書によっても良いこととする。

(3) 定義

ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

①気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い竜巻、強い降ひょう等
②地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	ア 火山地域での地震の多発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 〔湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等〕 カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 〔量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等〕
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震
③水象に関する事項	異常潮位	異常波浪	

6 気象等伝達についての応急措置等

- (1) 災害発生その他の事情により、気象等の伝達について、本節の 2 及び 3 に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に協力して、特別警報・警報・注意報を市民に周知させるための措置を講ずることとする。

- (2) 気象業務法第 15 条及び第 15 条の 2 に基づく西日本電信電話株式会社から、市長あての警報事項の伝達は次のとおりである。

なお、市長はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。

- ① 特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文
- ② 特別警報・警報を解除したときは、その旨
- ③ 特別警報・警報が注意報に切り替えられたときは、その注意報文の全文

第8節 通信施設利用計画（関係機関）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は次により行う。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、**定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。**

1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次のうちから実情に即した方法で行うものとする。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、事前に管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

(1) 防災行政無線等による通信

災害予警報計画に基づき伝達された警報、注意報並びに収集された災害情報を、防災行政無線通信等により関係機関及び住民に周知するものとする。

(2) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

また、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由をNTT西日本熊本支店に告げるものとする。）をもって呼出し、関係機関に通報するものとする。

なお、非常・緊急電話として取り扱われる機関、及び通話の内容は次のとおりである。

① 気象機関

気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの。

② 水防機関

洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒若しくは予防のため、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

③ 消防救助機関

災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの。

④ 輸送確保関係機関

交通施設の災害予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑤ 通信確保関係機関

通信施設の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑥ 電力供給関係機関

電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑦ 警察機関

秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの。

⑧ 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害のための予防、又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったものが、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの。

(3) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」(平成11年西企営第2号)の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

(4) 警察電話による通信

警察機関(警察署、派出所、交番、駐在所)を通じて通報するものとする。

(5) 警察無線電話による通信

警察電話による通信に準じて扱うものとする。

(6) 防災行政無線電話による通信

防災行政無線を設置している関係機関相互間において通信を行うものとする。

(7) 移動通信系の活用

県、市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE(PS-LTE)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

2 非常通信の利用

災害時において、上記1の(2)から(6)までによるいずれか、又は全部の通信ができないとき、又は困難なときは、次の方法によって非常通信を利用して通信するものとする。

(1) 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである。

① 人命の救助に関するもの。

② 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。

③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。

④ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令及びその他の指令。

⑤ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

⑥ 遭難者の救助に関するもの。

⑦ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。

⑧ 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

⑨ 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。

⑩ 災害救助法等の規定に基づき、知事からの医療、土木建築工事、又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 利用できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が、自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

① 官庁(公共企業体を含む)及び他の地方自治体

② 日本赤十字社

③ 電力会社

- ④ その他、人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの。

(3) 利用の方法

非常災害時には、無線局は自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

- ① 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。
- ② 通報文一通の字数は、なるべく 200 字以内にまとめること。
- ③ 電話による依頼も受けること。
- ④ 通報文は、適宜の用紙にあて先の住所、氏名及び発信者の住所、氏名(電話番号も併記)を記入する。
- ⑤ 返電の配達方法を協議しておくこと。

(4) 取扱料等

- ① 料金は、原則として無料である。次の電報については、西日本電信電話株式会社扱いでも料金は免除される。

ア 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。

イ 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。

ウ 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの。

エ 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件に適合するもの。

- ② 非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用について協議しておく。

3 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して非常通信を行うものとする。
- (3) すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、又は徒歩による使者をもって連絡するものとする。

4 放送要請

災害のため、利用できる通信のすべてが麻痺した場合、又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、基本法第 57 条の規定により、日本放送協会又は民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

なお、放送要請にかかる協定機関及び協定年月日は次のとおりである。

放 送 機 関 名	協 定 年 月 日
日本放送協会熊本放送局	昭和 56 年 5 月 27 日 改正 昭和 60 年 9 月 27 日
(株)熊本放送	昭和 57 年 5 月 1 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
(株)テレビ熊本	昭和 57 年 5 月 1 日 改正 昭和 59 年 6 月 1 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
(株)熊本県民テレビ	昭和 57 年 5 月 1 日
(株)エフエム熊本	平成 17 年 9 月 26 日 (※エフエム中九州 昭和 61 年 2 月 12 日)
熊本朝日放送(株)	平成 元年 11 月 7 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
天草ケーブルネットワーク	平成 15 年 4 月 1 日 (市)

第 9 節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画（各部局、関係機関）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集、並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取り扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、次のとおりとする。また、県、市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたもの。

- (2) 人的被害とは、次のとおりである。

① 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

② 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。

③ 重傷者

災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者。

④ 軽傷者

災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月未満で治癒できる見込みの者。

- (3) 住家の被害とは、次のとおりである。

① 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

② 戸数

独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。

③ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。

④ 全壊（焼）・流出

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失・流出した部分の面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

⑤ 半壊（焼）

住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

⑥ 床上浸水

住家の床を越えて浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

⑦ 床下浸水

住家の床上浸水に至らないもの。

⑧ 一部破損

全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除く。

(4) 非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けた次のものをいう。

① 公共建物

市庁舎、公立保育所、公民館等の公共用に供する建物で全壊又は半壊したもの。

② その他

公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したもの。

(5) 罹災者等とは次のとおりである。

① 罹災世帯

災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別々であれば分けて扱うものとする。

② 罹災者

罹災世帯の構成員とする。

2 実施責任者

(1) 市

市長は、管内の被害情報等を収集し、知事、その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

しかし、通信の途絶等により市長が県（県本庁又は天草広域本部天草地域振興局）に報告することができないときは、直接、国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、市長が直接、消防庁長官に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

(2) 防災関係機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、大臣、知事その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

3 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、防災危機管理課員 1 名、また報道機関への報告責任者として秘書課員 1 名を、あらかじめ被害報告取扱責任者として定めておくものとする。

4 防災情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS 等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、Ｌアラートへ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Ｌアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から県、市、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

5 被害等の調査・報告

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

(1) 総合的な状況の調査・報告

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～クの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119 番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報で足りるものとする。

ただし、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は資料編（P 100 ・様式第 1 号）によるものとする。

① 情報の収集内容

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況

- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市の業務継続に必要な情報

② 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報・確定）、住民避難等報告、災害年報とするが、至急の場合はその様式にこだわらないものとする。資料編（P 100～105）

ア 県（天草広域本部への報告）

(7) 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式 1 号）

(イ) 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を、一定時間（毎日 9 時 30 分及び 14 時 30 分までの 2 回）を置き報告するものとする。（様式 2 号）

(ウ) 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（様式 2 号）

(エ) 住民避難等報告

住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。（様式 4 号）

(オ) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について、4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。（様式 5 号）

イ 部門別被害状況報告

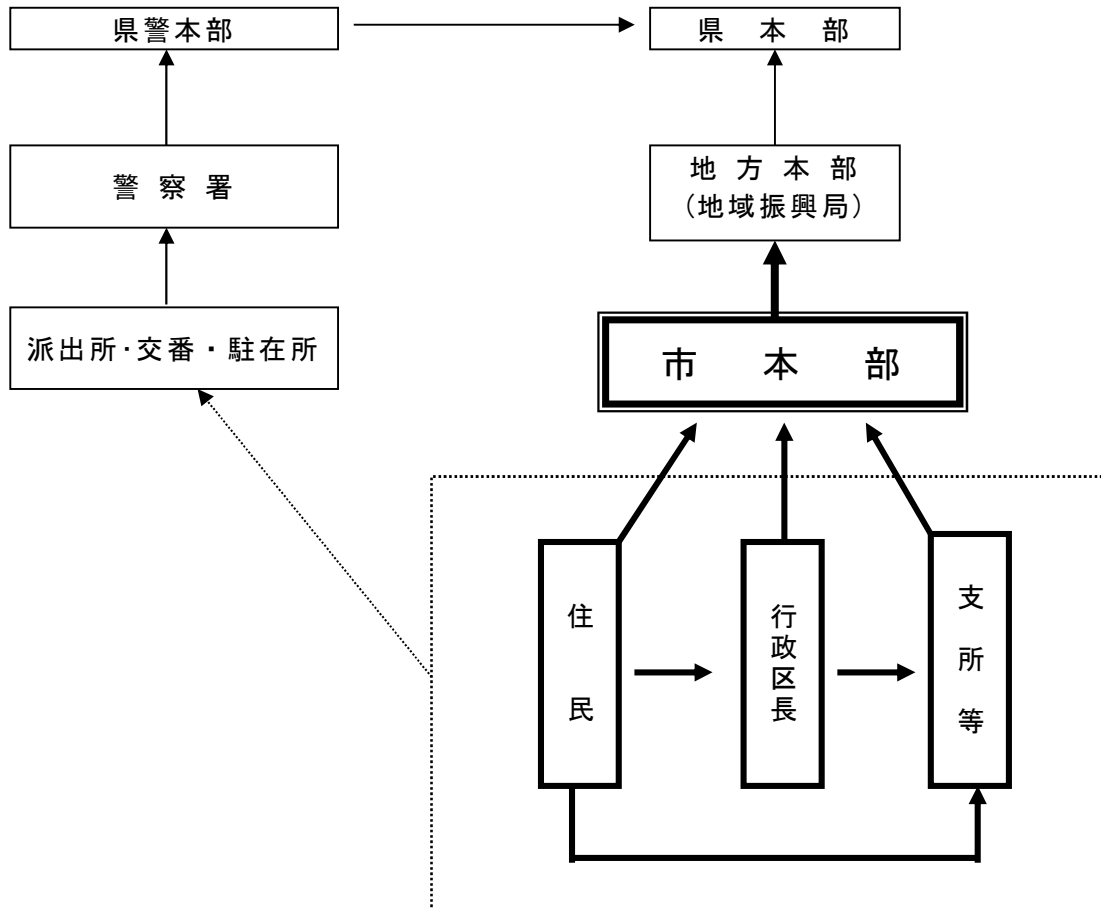
災害による被害状況及び応急措置状況を、各部門別に一定時間を置き報告するものとする。また、同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（各部門別ごとの様式による）

(2) 部門別被害状況調査の責任者及び調査担当者を、下記により定めておく。

部 門	被害状況調査責任者	被害状況調査担当者
総務部関係	総務部長	総務部職員 1 名
総合政策部関係	総合政策部長	総合政策部職員 1 名
地域振興部関係	地域振興部長	地域振興部職員 1 名
健康福祉部関係	健康福祉部長	健康福祉部職員 1 名
市民生活部関係	市民生活部長	市民生活部職員 1 名
経済部関係	経済部長	経済部職員 1 名
観光文化部関係	観光文化部長	観光文化部職員 1 名
建設部関係	建設部長	建設部職員 1 名
教育部関係	教育部長	教育部職員 1 名
病院事業部関係	病院事業部長	病院事業部職員 1 名
水道局関係	水道局長	水道局職員 1 名

- (3) 被害状況の調査に当たっては連絡を密にして、調査の漏れ、重複等のないよう留意し、罹災世帯又は人員等については、現地調査のほか住民票等と照合して的確に行うものとする。

なお、被害状況の報告系統は次のとおりである。



- (4) 被害状況を共有するため、災害対策本部を設置した場合において、各種報告のデータの保管場所については、本部室が指示する。

6 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

8 防災関係機関等の協力関係

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

9 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに、県(天草広域本部経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第 10 節 広報計画（総務部・関係機関）

市及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第 50 条及び第 51 条に規定されている災害応急対策責任者。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として、本章第 9 節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画による。

4 市における広報活動

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、県は、公表に当たっては、警察及び市と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

① 災害対策本部の設置

② 災害の概況（被害の規模・状況等）

③ 台風等に関する情報

④ 市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

⑤ 避難指示等の情報及び避難時の留意事項

⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

⑦ 防疫に関する事項

⑧ 火災状況

⑨ 医療救護所の開設状況

⑩ 給食・給水実施状況

⑪ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

⑫ 道路交通等に関する事項、復旧状況

⑬ 一般的な住民生活に関する情報

⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

⑯ 住民の安否情報

⑰ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況

⑱ 交通規制の状況

⑲ 被災者支援に関する情報等（保健医療福祉支援活動団体の情報を含む）

⑳ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通

信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 市広報媒体の利用（市ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）
- ② 防災行政無線等による広報
- ③ 広報車、船舶等による広報
- ④ 消防団による広報
- ⑤ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報
- ⑥ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑦ 指定緊急避難場所への職員の派遣
- ⑧ 自主防災組織等による広報
- ⑨ 携帯電話メールサービスによる広報
- ⑩ 安否情報システムによる広報
- ⑪ その他状況に応じ効果的な方法

5 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

① 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、市ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

② 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

6 住民等からの問合せ対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

7 報道機関への対応市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第 11 節 水防計画（総務部・建設部・経済部・支所・消防機関）

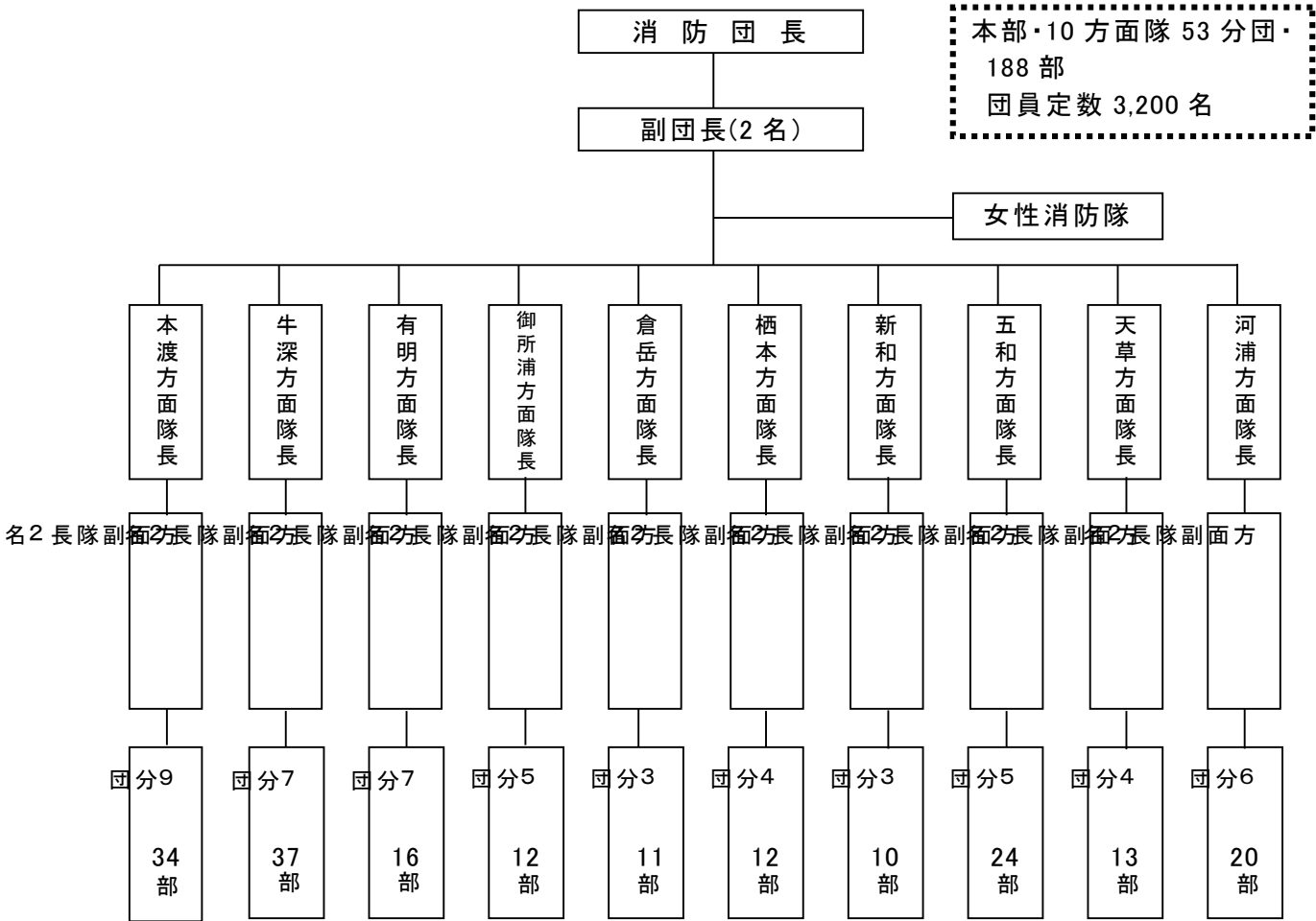
洪水又は高潮による水災を警戒防御し、これによる被害の軽減を図るための水防対策は、「天草市水防計画」によるものとする。

第 12 節 消防計画（総務部・消防機関）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって公共秩序の保持と福祉の増進を図る。

1 実施機関

- (1) 市は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 7 条に基づき、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理を市長が行う。
- (2) 市長は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、市長、消防長又は水防法(昭和 24 年法律第 139 号)に規定する水防管理者に対して、災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (3) 消防部隊の編成



- (4) 市は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第 3 1 条に基づく市町村の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

2 消防活動計画

- (1) 出動計画

- ① 災害時の非常事態において、住民の安全、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の拡大を防御するため、市長は、消防団長及び消防長と緊密なる連絡を取り、速やかに適切な措置をとるものとする。
- ② 市長は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、隣接市町との相互応援協定を締結し、消防出動態勢の確立を図るものとする。
- (2) 異常乾燥時の消防計画
異常乾燥注意報等の気象通報が発令され、火災警報発令の基準に達した場合には、市長は火災警報を発令し、消防署の勤務の強化を要請するとともに、消防団を待機させ、火災発生の予防及び出動態勢を整えるものとする。
- (3) 断減水時の消防計画
断減水時における消防活動に支障がないよう、防火水槽等消防水利の整備拡充に努めるとともに、災害発生の場合には、有効に水利を利用できる態勢を整えておく。
- (4) 特別警戒計画
年末、年始又は祭礼等特別行事開催時においては、消防団において、地域毎に特別警戒のための編成をし、警戒を実施するものとする。
- 3 消防応援計画
大規模災害又は特殊災害の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防機関相互の連携等、総合的な消防応援計画については、第 3 章第 5 節「応援要請計画」中の 2 の(7)・熊本県市町村消防相互応援及び同節中の 3「緊急消防援助隊要請要領」によるものとする。
- 4 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力
大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防と警察、自衛隊、医療機関は以下のとおり総合協力体制をとるものとする。
 - (1) 消防及び警察の相互協力
消防組織法第 42 条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。
 - (2) 消防及び自衛隊の相互協力
「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」(平成 8 年 2 月 7 日消防救第 27 号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。
 - (3) 消防及び医療機関の相互協力
「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」(平成 8 年 5 月 24 日付消防救第 114 号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

第 13 節 避難収容対策計画（総務部、健康福祉部、市民生活部、教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1 実施責任者

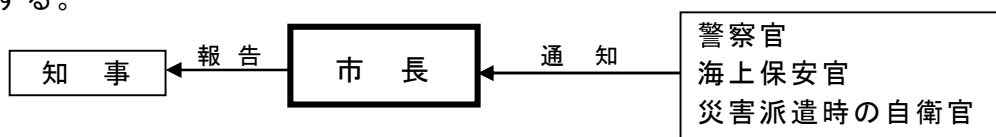
災害から住民の生命、身体を災害から保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行することとする。

なお、市長は、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングでの避難を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、

自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長(基本法第 60 条)
		警察官(基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条)
		海上保安官(基本法第 61 条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第 94 条)
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員(水防法第 22 条)
		水防管理者(水防法第 29 条)
	地 す べ り 災 害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第 25 条)
緊急安全確保	全 災 害	市長

なお、避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



2 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

市長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、市長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

なお、市は、必要に応じて、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線等による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ J－A L E R Tによる伝達周知
- ④ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭およびマイク等により伝達周知
- ⑤ サイレン及び警鐘による伝達周知
- ⑥ 広報車による伝達周知
- ⑦ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ⑧ 有線放送及び電話等による伝達周知

⑨ 報道関係機関を通じての伝達周知

なお、電話回線の不通、停電等を想定した上での伝達方法を定めておき、日頃から非常用電源の点検整備、戸別受信機の電池交換等の維持管理に努めておくものとする。

【報道機関への放送依頼について】

避難情報を住民に周知する場合には、下記の報道機関等へ、別記様式の放送依頼書、資料編（P 106）にて連絡すること。

また、防災担当者は放送依頼を速やかに行うため、下記のＦＡＸ番号を事前に登録し、一括送信できるようにしておくこと。

（ＦＡＸ番号）

日本放送協会熊本放送局（ＮＨＫ）	096-324-6393
（株）熊本放送（ＲＫＫ）	096-355-2031
（株）テレビ熊本（ＴＫＵ）	096-326-2654
（株）熊本県民テレビ（ＫＫＴ）	096-362-3232
熊本朝日放送（株）（ＫＡＢ）	096-359-8281
（株）エフエム熊本（ＦＭＫ）	096-355-5631
県危機管理防災課	096-213-1001
天草広域本部総務振興課	0969-24-2022

- (3) 市長等の避難指示等を実施する者は、おおむね次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 避難が必要である状況
- ② 危険区域（要避難対象区域）
- ③ 避難対象者
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難所
- ⑥ 移動方法
- ⑦ 避難時の留意事項

- (4) 市長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。

- (5) 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、市は、必要に応じ国土交通省及び県に対し、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求めるものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

- (1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リ

スクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、

①「防災気象情報の切迫度の高まり」

②「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。市は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し、絞り込みの参考とすることが望ましい。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど市が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、市は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。

警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう市長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難に住民に呼び掛けるものとする。

市長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報
- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[洪水予報河川・水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河

川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の３つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。

他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

＜避難情報の発令対象としない水路等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

ウ 発令基準の設定

(ア) 洪水予報河川

【警戒レベル３】高齢者等避難

- ・ 避難判断水位（レベル３水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル３高齢者等避難の発令基準の基本とする。
- ・ ただし、避難判断水位（レベル３水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル４水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル３水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・ 避難判断水位（レベル３水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。
- ・ 避難判断水位（レベル３水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル４水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル３高齢者等避難を発令する。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル４】避難指示

- ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。
 - ・ ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位（仮）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位（仮）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。
 - ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。
（注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。
 - ・ 異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・ 当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。
 - ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
 - ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風 等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。
- 【警戒レベル5】緊急安全確保
- ・ 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
 - ・ 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。

- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれがあるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(イ) 水位周知河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・ 水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・ 避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。
- ・ 避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ・ 急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ・ 堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・ 水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

- ・ 水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル５】緊急安全確保

- ・ 水位周知河川における警戒レベル５緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。
ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合も含む）
- ・ 水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合
- ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- ・ 水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）は必ず発表されるものではない。）

(ウ) その他河川

【警戒レベル３】高齢者等避難

- ・ その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・ その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル３水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル３水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル３高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル２水位）を参考とすることも考えられる。
- ・ 水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル３高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ・ 堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル４】避難指示

- ・ その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル４水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル４水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル４避難指示を発令することも考えられる。
- ・ 水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル４避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ・ 水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同

様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル５】緊急安全確保

- ・ その他河川における警戒レベル５緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達 されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難情報を発令することとなる。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が

含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル３】高齢者等避難

- ・ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合に警戒レベル３高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル３高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル３高齢者等避難を発令する。
- ・ ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）（２～３時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合に、警戒レベル３高齢者等避難を発令する。
- ・ 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル４】避難指示

- ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル４避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル４避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル４避難指示を発令する。
- ・ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されることとなるため、警戒レベル４避難指示を発令する。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例１～２に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル４避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある）。
- ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現

象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。

- ・ 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）または、「災害切迫（黒）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- ・ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

(4) 高潮

ア 発令対象の災害

原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設

周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4 避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・ 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4 避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3～6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。
- ・ 台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3 高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・ 台風を要因とする特別警報（暴風、高潮、波浪）の発表は台風上陸 12 時間程度前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

【警戒レベル4】避難指示

- ・ 高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）の場合は、警報よりも警戒レベル4 避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、警戒レベル4 避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。例えば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ 高潮における警戒レベル5 緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル5 緊急

安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。

- ・ 高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(5) 津波

ア 発令対象の被害

津波は 20 cm から 30 cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるためこれに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

イ 発令対象区域の設定

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

①大津波警報の発表時

最大クラスの津波※により浸水が想定される地域を対象とする。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

※ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

②津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 3 m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や

河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 3 m より局所的に高くなる場合も想定されるところから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

③津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで 1 m と予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 1 m より局所的に高くなる場合も想定されるところから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

【天草市の「避難指示等発令基準」】

	高齢者等避難	避難指示
	避難所開設・自主避難	
	高齢者など避難に時間を要する者が、避難を開始した方がよい状態	避難した方がよい又は被害が発生する恐れ
浸水	避難判断水位（レベル3水位） （浸水想定区域）	氾濫危険水位（レベル4水位） （浸水想定区域）
	【予測】 ① 1時間雨量80ミリ ② 1時間雨量70ミリかつ24時間雨量250ミリ （県モデル基準を準用） 【実降雨】 1時間60ミリ （警報基準を準用）	河川水位8割程度 （浸水想定区域）
		大雨特別警報 （市内全域）
土砂災害		土砂災害警戒情報 （危険箇所） ※「土壌雨量指数の基準以上」及び「土砂災害発生危険ライン警戒1以上」の地域 大雨特別警報 （市内全域）
暴風	台風の進路内	非常に強い台風（44m/s以上～54m/s未満）の直撃又はそれに近い影響 （市内全域）
		暴風特別警報 （市内全域）
高潮	台風の影響による高潮警報 （浸水想定区域）	非常に強い台風の直撃又はそれに近い影響下での高潮警報、高潮特別警報 （市内全域）
津波		津波注意報、津波警報 （浸水想定区域） 大津波警報（特別警報） （市内全域）

4 警戒区域の設定（総務部、関係機関）

市長若しくはその委任を受けた市町村の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条）

市長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市長に通知するものとする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第73条）

5 避難の誘導（総務部、関係機関）

(1) 市

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用して、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

(2) 社会福祉施設等

- ① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

- ② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 被災者の運送

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県に対して運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への被災者の運送を要請するものとする。

なお、要請に当たっては運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日について県と協議するものとする。

(4) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

県、市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

6 避難所の開設及び収容

県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容について検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ定めていた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道

路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(3) 収容施設等

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設建物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(4) 住民への周知

市長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として市職員）を定めるものとする。

なお、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものし、運営の際は、施設の管理者や他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

- イ 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。
特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ク 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。
- サ 避難期間が長期化する場合、市及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

ス 市は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

セ 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 市は、ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。

タ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

チ 市は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7 車中避難者を含む避難所以外における被災者への対応

市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8 避難行動要支援者に対する対策（健康福祉部）

(1) 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

① 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の

確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長らく避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9 外国人に対する対策

県及び市は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

10 防火対象物等における避難対策等（各部局、関係機関）

学校、幼稚園、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分行っておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施し、幼稚園においても学校に準じるものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

- ① 教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。
なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。
- ③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

- ① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して速やかに実施するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ③ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。
- ④ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

① 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

② 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

③ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

ア 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、

危険な橋・堤防等)の通行を避けるように配慮するものとする。

イ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

① 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

② 教育活動の再開学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

③ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 緊急避難場所の指定

ウ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

カ 負傷者の救護方法

キ 保護者への連絡及び引き渡し方法

ク 登下校中の避難方法

1 1 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、

事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県、市及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

1 2 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該地の都道府県との協議を求めることができる。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 3 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第 14 節 避難行動要支援者避難支援計画（健康福祉部）

災害発生時には、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの避難行動要支援者（以下この節では「要支援者」という。）の安全を確保するとともに、要支援者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

1 情報の伝達

災害発生時の情報伝達は、市、消防団、消防本部の広報車をはじめ、自治会の有線放送、防災行政無線、更には自主防災組織や消防団等が戸別訪問するなど地域における支援体制を有効に活用しながら情報伝達を行うよう努めるものとする。

2 要支援者の状況把握

市は、行政区長、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティア、消防本部、消防団等と連携・協力しながら、事前に把握している各地区の要支援者の所在情報に基づき安否を迅速に確認するよう努めるものとする。

3 避難誘導

発災直後の避難誘導は、行政が機能するまでの間、地域住民、自主防災組織等による支援体制を活用して、地域と連携を図りながら、地域における避難誘導、支援体制を確立するよう努めるものとする。

4 避難所（福祉避難所）の整備

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保するよう努めるものとする。

介護用品、育児用品など、要援護者の生活の維持のために必要な物資を調達・確保し、必要に応じて供給・分配を行う。また、暑さ寒さ対策、カーテンや間仕切り等によるプライバシーの確保、簡易トイレや障がい者向けのトイレ等を確保する。

5 避難所（福祉避難所）での情報伝達体制の確保

要支援者に対する避難所内部での情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やチラシ等文字による情報提供も実施し、情報が伝わらないことのないように努めるものとする。

第 15 節 災害救助法の適用計画（健康福祉部）

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに救助法施行令第 1 条の定めるところによる。災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となっている。

- ① 市の区域内の人口に応じ、下表 A 欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したと。
- ② 県の区域内において、1,500 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合にあって、市の区域内の人口に応じて下表 B 欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したと。
- ③ 県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ⑤ 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、県がその所管区域に該当し、市において救助を必要とすると判断されること。

市町村の区域内の人口				A	B
5,000 人未満				30 世帯	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満			40	20
15,000 人以上	30,000 人未満			50	25
30,000 人以上	50,000 人未満			60	30
50,000 人以上	100,000 人未満			80	40
100,000 人以上	300,000 人未満			100	50
300,000 人以上				150	75

- (2) 被災世帯の算定基準
 - ① 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
 - ② 住家の滅失等の認定

第3章第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の1定義に基づく。
 - ③ 世帯及び住家の単位

第3章第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の1定義に基づく。
- (3) 救助法の適用手続

市長は、市における災害の程度が、前記(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに県知事にその旨を報告するものとする。
- 2 救助の種類、期間等

資料編「災害救助基準」(P21~24)のとおり。

第16節 救出計画（総務部・健康福祉部）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

- 1 実施責任者等
 - (1) 救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
 - (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。
- 2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

 - (1) 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - ④ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ⑤ 登山者が多数避難したような場合
 - (2) 災害のため行方不明
- 3 救出の方法
 - (1) 市、消防職員・団員による救出
 - ① 市は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
 - ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ

め他市町村などの調達先を選定しておくものとする。③ 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市と救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

5 職員の安全確保

救出・救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 応援の手続き

市長において救出作業ができないとき、又は機械・機材等の調達ができない場合、応援を受ける必要があると認めたときは、県知事に対し要請を行うものとする。

8 災害救助法に基づく措置

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第17節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画（健康福祉部）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬は、市長が警察、消防機関、海上保安部等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

本市だけでは十分な対応ができない場合は、周辺市町、県、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

2 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

3 遺体の火葬

次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

(1) 火葬場の被災状況の把握

(2) 死亡者数の把握

- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 作業要員の確保
- (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- (7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第 18 節 医療・救護計画（健康福祉部・病院事業部）

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応の能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、医師会、災害拠点病院等と緊密な連携を図り、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第 28 節 保健衛生計画」と連動し、一体的に実施する。

1 実施機関

罹災者に対する医療、救護及び助産の処置の実施は市長が行う。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 初動体制

- (1) 市は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣市町との連絡体制を確立する。
- (2) 市は、医療救護活動が迅速かつ適切にできるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、天草郡市医師会等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
- (3) 市は、大規模な災害が発生した場合、病院事業部に部長を長とする医療対策室を置く。

医療対策室は、日本赤十字社熊本県支部、天草郡市医師会の災害医療担当者を招集し、医療に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。

- (4) 災害対策本部は、消防機関等と連携のうえ医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。

3 医療・救護の実施

(1) 被災地内医療救護活動

- ① 市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療・救護班による医療・救護を行う。市のみで対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- ② 現地に到着した医療・救護班は、救護所においてトリアージ及び医療・救護を行う。
- ③ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。

(2) 傷病者の搬送と収容

- ① 市災害対策本部は、医療・救護班等の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
- ② 市災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予想される場合、市外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

4 災害救助法に基づく医療

第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

5 費用の負担

- (1) 医療救助に要した費用は、災害救助法が適用された場合を除き、市の負担とす

る。

(2) 災害救助法第 23 条の救助費用は、県が支弁する。

6 個別疾患

(1) 難病、人工透析

① 市は、あらかじめ難病患者、透析疾患等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

② 市は、あらかじめ関係団体と連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊産婦、乳幼児

市は、救急医療を必要とする妊産婦及び未熟児を、治療に必要な施設を有する医療機関等に搬送するため、該当する医療機関等の稼働状況の把握に努めるものとする。

(3) 精神疾患

① 市は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。

② 市は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

※市内の医療機関は、資料編（P 92 ～ 94 ）のとおりである。

第 19 節 食料調達・供給計画（健康福祉部・経済部・総務部）

市は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

1 実施機関

被災者及び災害応急現地従事者等に対する食料の供給は、市が実施するものとする。

市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 市備蓄分の供給

市が備蓄している乾燥米飯を供給する。

(2) 国、県からの調達・供給

① 市備蓄分で不足が生じた場合は、県に要請し調達するものとする。

② 応急供給

米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請する。

* 九州農政局生産部 096-211-9111

* 関係要領等「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」「緊急食料調達・供給体制整備要綱

3 農畜産物（生産物）応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模災害による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

4 生鮮食料品等の流通確保対策

被災地への生鮮食料品等の円滑な確保及び卸売市場流通の確保については、県と連携を図り、対処することとする。

5 炊出しの実施及び食料の配分

(1) 炊出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊出しによる食料の供給の実施が困難と認めた時は、県及び近隣市町村に炊出しについて協力を要請するものとする。

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、避難所の受入人数や備蓄食料の在庫状況に関する派遣職員等からの報告を踏まえ、市の備蓄品を配分することとし、次の事項に留意し、配分するものとする。

① 各避難所等における食料に受入確認及び需給の適正を図るため、責任者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分と避難時の食料等の持参促進

なお、避難生活の長期化に備え、食料等を確保するため、市内の卸業者、スーパー等の大型店、農協等と、災害時の食糧及び生活必需品等の供給についての協定締結に努める。

第 20 節 給水計画（市民生活部・水道局）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施体制

飲料水供給の実施は、被災市が行うものとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は 1 人 1 日当たり最小 3 リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

第 3 章第 6 節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水に関する広報

県及び被災市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

5 応急給水及び応急復旧

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第 21 節 生活必需品供給計画（健康福祉部）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品等を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市が実施するものとする。
- (2) 市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

2 災害救助法に基づく生活必需品の供給又は貸与

第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

3 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 寝具類（毛布等）
- ② 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- ⑤ 日曜雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- ⑦ 燃料
- ⑧ その他（ビニールシート）

4 物資の調達方法

市長は、原則として、罹災者に必要な最小限度の被服、寝具及び生活必需品を災害の状況に応じて、一括購入して調達するものとする。

5 生活必需品の円滑な提供

県、市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第 22 節 救援物資要請・受入・配分計画（健康福祉部）

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して市のみで対応できない場合は、県に対し救援物資の支援要請を行うものとする。

2 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、次のとおりとする。

- ① 天草市有明体育館
- ② 天草市体育館
- ③ 天草市牛深総合体育館

(2) 受入・供給体制の整備

市は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）や NPO 等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

市は、災害のため企業又は団体等から県を通じて送付された物資は、被災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第 23 節 住宅応急対策計画（健康福祉部、建設部）

災害のため住家が滅失した罹災者に対し、住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第 3 章第 13 節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市長が行うものとする。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 賃貸型応急住宅

県及び市は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から**防災訓練を通じて**「災害時における

民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(2) 建設型応急住宅

① 建設型応急住宅の建設

市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

また、建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

② 建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が、公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可）について最大限配慮するものとする。

4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県と市は、公営住宅などの募集案内の周知について、県や市のホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

5 災害救助法に基づく措置

(1) 災害救助法に基づく措置

第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、第 27 節「労務供給計画」に定めるところによる。

第 24 節 交通規制計画及び緊急通行車両確認計画（総務部・建設部）

1 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して、緊急輸

送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害時の交通規制は、次ページの区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期すものとする。

区 分	範 囲
道路管理者 国土交通大臣 知 事 市 長 西日本高速道路 熊本県道路公社	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警 察 公安委員長 警察署長 警察官	1 災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合。

② 危険箇所の調査及び報告

ア 調査班は、道路及び橋梁の危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他災害の状況等を市長に報告しなければならない。

イ 市長は、調査班から報告を受けたときには、その状況を直ちに天草広域本部天草地域振興局及び関係機関に報告するものとする。

③ 応急措置

危険が予想される道路施設については、土木対策部により応急措置を行い、災害の状況により、天草広域本部天草地域振興局並びに建設業者の保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期するものとする。

(2) 交通規制の措置

① 措置要領

ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者等は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに警察等関係機関と連携し、必要な規制を実施するものとする。

② 交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破壊、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限をする必要があると認めるときの交通規制の実施は、市長又は警察が禁止又は制

限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要な場合は迂回道路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するとともに警察署長に連絡するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする

(7) 道路標識を設ける場合

- ・ 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- ・ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ・ 迂回路：回り道のある交差点の手前の左側の路端

(イ) 道路標識の構造等

- ・ 道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置し、夜間においても遠方から確認し得るよう照明又は反射装置等を設置するものとする。
- ・ 道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年 総理府・建設省令第3号)」に定めるところによる。

イ 異常気象時における橋梁通行規制要領

異常気象時における橋梁通行規制県基準による。

2 緊急通行車両確認計画

市及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

(1) 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

① 第一段階（初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害に拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な搬送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

② 第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記①の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送

③ 第三段階（復旧活動期）

- ア 前記②の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

(2) 災害救助法に基づく措置

公安委員会が、災害対策基本法第76条及び災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく通行の禁止又制限を行った場合、緊急通行のための車両を使用する市は、知事又は県公安委員会に対して、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を申し出るものとする。

3 相互の連絡・協力

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。

- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

4 災害時における車両の移動等

市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 25 節 輸送計画（総務部・地域振興部）

災害時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1 実施機関

基本法第 50 条及び第 51 条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関において処理不可能な場合は、他の輸送機関又は自衛隊に派遣を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保・方法

- (1) 市において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて緊急輸送の確保を図るものとする。

① 車両等の確保

- ア 公共的団体の車両等
- イ 輸送を業とする者の所有車両等
- ウ その他（自家用車両等）

② 空中輸送等の確保

- ア 防災消防ヘリコプター
- イ 第 3 章第 6 節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」に定めるところによる。

③ 船舶の確保

- ア 公共的団体の船舶
- イ 海上輸送を業とする者の所有船舶等

3 緊急輸送の体制整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信施設の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

4 災害救助法に基づく措置

第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第 26 節 民間団体活用計画（健康福祉部・教育部）

災害時における民間団体（社会福祉協議会、青年団、婦人会、日赤地域奉仕団）の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保し、災害応急対策の万全を期するものとする。

1 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、市長が市の民間団体の協力を求めて行うものとする。なお本市のみで処理することが不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接市町に連絡し、応援協力を求めて応急処置にあたるものとする。
 - (2) 大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、あるいは市において処理できない場合は、知事又は県教育委員会に要請するものとする。
- 2 組織の種別及び活動内容等
- (1) 組織
組織は、社会福祉協議会、青年団、婦人会、日赤地域奉仕団とする。ただし、日赤地域奉仕団は婦人会と重複する。
 - (2) 活動内容
活動の内容は、災害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。
 - ① 災害発生直後（被災者周辺住民による活動）
 - ・ 応急処置
 - ・ 救 出
 - ・ 搬 送
 - ② 緊急対応期（市からの要請後 団体の協力による活動）
 - ・ ボランティア本部の設置
 - ・ 炊き出し
 - ・ 応急復旧
 - ・ 連絡手段の確保（アマチュア無線）
 - ・ 安否確認
 - ・ その他
 - ③ 応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）
 - ・ 避難所支援活動
 - ・ 心のケア
 - ・ 協力支援体制の確立
 - ・ その他
 - ④ 復興期（地域ボランティア組織の支援活動）
 - ・ 活動の撤退準備
 - ・ 活動記録・報告書の提出（県）
 - ・ その他
 - (3) 活動範囲
活動の範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として市内全域とする。
 - (4) 活動期間
市の要請により活動開始した時期から撤収までとする。
- 3 経費の負担
- 民間団体を活用した場合の経費は、市の負担とする。また、市の要請により活動した民間団体の費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用があった場合の経費については市が負担する。

第 27 節 労務供給計画（経済部）

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施を促進するための計画は、次に定めるところによる。

- 1 労務者の確保
- (1) 供給の要請

市災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

- ① 市長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、天草地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって要請するものとする。
- ② 市及び県以外の機関において、災害応急措置の実施について労務者を必要とするときは、当該機関の長は、直接天草公共職業安定所長に要請するものとする。
- ③ 前記２号より労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない
 - ア 求人者名
 - イ 職種及び別所要労務者数
 - ウ 作業場所及び作業内容
 - エ 労働条件
 - オ 宿泊施設の状況
 - カ その他必要事項

２ 従事命令等による労務者の確保

- (1) 市長は、災害が発生した場合に、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、各法律に基づく強制命令等により労務の確保を図るものとする。

- ① 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ② 施設及び整備の応急復旧
- ③ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ④ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- ⑤ 緊急輸送の確保
- ⑥ その他災害の拡大防止

- (2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。

作業区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急対策作業	従事命令	知事	①医師、歯科医師並びに薬剤師 ②保健師、助産師並びに看護師 ③土木技術者及び建設技術者 ④大工、左官並びにとび職 ⑤土木業者、建築業者並びにこれらの従業者 ⑥地方鉄道業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送事業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその授業者	基本法第 71 条
	従事命令	知事	同 上	救助法第 7 条
	協力命令	知事	救助を要する者及びその近隣者	基本法第 71 条
	協力命令	知事	同 上	救助法第 8 条
災害応急対策作業（全般）	従事命令	市長	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条第 1 項
		警察官、海上保安官	同 上	基本法第 65 条第 2 項
		警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者	消防法第 29 条第 5 項

消防作業	従事命令	消防吏員 又は消防 団員	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項
水防作業	従事命令	水防管理 者、消防 機関の長	水防管理団体の区域内に居住す る者、又は水防の現場にある者	水防法第 17 条

(3) 災害救助法に基づく措置

資料編「災害救助基準」(P21～24) のとおり。

第 28 節 保健衛生計画（市民生活部・健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配、こころのケア研修等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第 18 節 医療・救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は住民に対し、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「防災防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施する。

(1) 実施責任

市長は、知事の指示に従って感染症法又はその他の法律に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

市長は、感染症患者の感染症の予防及び蔓延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所、物件の消毒、その他必要な措置を行うものとする。

① 防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成等

市長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておく。

② 実施方法

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限

市長は、感染症法第 31 条により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべき

ことを命ずるものとする。

エ 臨時の予防接種

市長は、知事の指示に従って感染症の蔓延化防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行う。

(3) 仮設トイレ設置計画

下水道施設が災害のため被害を受け、下水道施設の使用及び汚水処理が出来なくなった場合は、下水道供用開始区域内の避難場所に仮設トイレを設置し、被災者の便宜を図るものとする。

① 実施機関

罹災者に対する仮設トイレの設置は市長が行うものとする。被災の程度により隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて設置する。

② 調達方法

仮設トイレは、民間業者より借り上げるものとする。

2 食品衛生の確保

災害時の食中毒の防止対策及び食中毒発生時の対応については、県知事が行うものとする。

3 健康管理

市長は、被災者に適応した保健指導及び栄養指導（母子、老人、精神、歯科保健等）を行うが、市のみでの対応が困難な場合には、県知事へ協力要請を行うものとする。

(1) 健康管理活動

市は、災害時保健活動マニュアルを作成し、関係職員を対象とした研修を行うとともに、県が実施する研修にも参加し、健康管理活動の体制を整えるものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

① 県及び市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

② 県及び市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

① 県及び市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

② 県及び市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

4 生活衛生の確保

県及び市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

5 感染症対策

災害によって被害を受けたことを起因として、感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼしている又は及ぼす恐れがあり、県の感染症対策本部が設置された場合は、県と連携して取り組むものとする。

第 29 節 災害ボランティア連携計画（健康福祉部、社会福祉協議会）

大規模地震・津波が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は単独又は近隣市町の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）被災地センターを支援する。

さらに、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 被災地災害ボランティアセンター

(1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

(2) 設置主体

市及び市社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市単位又は近隣市町で連携した広域単位で設置する。

市及び市社協等は、関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるような活動場所を確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町や、近隣市町社協等との協力体制を構築しておく。

(3) 役割と機能

- ① 災害対策本部及び県センターとの連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体等との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 被災住民へのボランティア活動による支援情報の発信
- ④ 被災住民の支援ニーズの把握
- ⑤ 支援を行うボランティアの受入（ボランティア活動保険の加入受付を含む。）
- ⑥ ボランティア活動による支援のコーディネート（ボランティア活動と市の実施する救助との調整を含む。）
- ⑦ ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び貸付
- ⑧ 救援物資の仕分け、配布の協力
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ その他、災害V Cの運営に必要な業務

(4) 市の対応

- ① 被災地センターの設置要請
- ② 災害救助法に基づく救助の実施
- ③ 被災地センター本部事務所及び現地事務所の設置場所の確保及び提供
- ④ 被災状況等の情報提供
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の確保、救援物資の提供
- ⑥ 被災地センターの運営に要する費用の負担

(5) 組織及び運営体制

① 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

② 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(6) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市社協等にその活動を引き継いでいく。

(7) 市と市内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、市は、被災地センター及び市で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

2 県災害ボランティアセンター

(1) 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

(2) 設置場所

県センターは、県社協に置く。

(3) 役割と機能

① 関係機関、団体との連絡調整

- ・県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
- ・NPO等のボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
- ・全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

② 被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

③ 被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの人員調整など

④ 各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行えるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を確認しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

⑧ 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

(4) 県の対応

① 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等のボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

② 連絡調整窓口の設置

県は、県センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を健康福祉政策課福祉のまちづくり室に設置する。

県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

③ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

④ 他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

⑤ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

(5) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

(6) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第 30 節 廃棄物処理計画（市民生活部・建設部）

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 実施機関

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の廃棄物処理業務は、市長が実施する。

(2) 被災の程度により、市だけで処理できない場合は、保健所、隣接市町又は県の応援を求めて実施するものとする。

3 被害状況調査、把握体制

(1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。

- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

4 廃棄物の収集及び処理方法

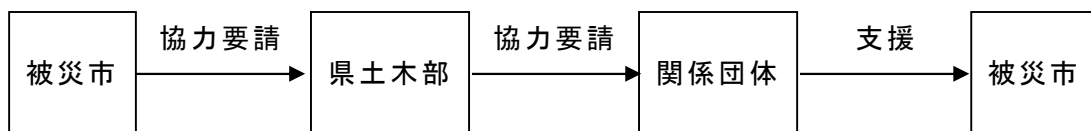
廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうものであり、災害時におけるこれらの廃棄物の収集及び処理については、法施行令第3条「一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準」の規定に基づいて、市長が実施するものとする。

5 災害廃棄物処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推測するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を行う。
- (2) 市は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (4) 市は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- (5) 市は、防疫上食物の残さ等、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流出家屋のガレキ等については、原則として被災者自ら市の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (7) 市は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

6 堆積土砂処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7 し尿の処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (3) 市は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分はし尿処理場で処理することを原則とする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保に努めるなどの災害時に備える。
- (3) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、運搬処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 市は、要員、資材等の不足により応急復旧が不可能なときには、県へ応援要請を行う。

9 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

10 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

第31節 文教対策計画（教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 市立学校の文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。
- (2) 市立学校の幼児、児童・生徒に対する災害応急教育対策は、市教育委員会が行う。
ただし、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事

又は県教育委員会の協力を求めて実施する。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

市教育委員会は、災害の状況により、教育関係機関と連絡をとり、災害の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

- ① 学校施設が罹災した場合は、応急復旧を速やかに行い教育が実施できるようにする。
- ② 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬかれた隣接地域の学校施設、公民館、寺院、その他民有施設等を借り上げて行う。
- ③ 災害の程度によっては、近隣の市町の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

① 教育実施者の確保

市教育委員会は、学校長、天草教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

② 教材、学用品等の調達の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合、市教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告するものとする。

3 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合、市長は速やかに被害物資等の状況を県教育委員会に報告するものとする。

4 災害救助法に基づく学用品の支給

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第32節 障害物等除去計画（建設部）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物並びに山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとする。市だけで実施不可能な場合又は県知事に対して応援を求め又は実施を要請するものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去はその施設、敷地内の所有者又は管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産を保護するための除去を必要とする場合
 - ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合
 - ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
 - ④ その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合
- (2) 障害物除去の方法
- ① 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - ② 前記①により実施困難な場合は、第3章第6節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
 - ③ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、措置後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- 3 災害救助法に基づく障害物の除去
- 第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」によるものとする。
- 4 除去した障害物の保管等の場所
- 障害物の保管等の場所については、おおむね次のような場所に保管、又は廃棄するものとする。
- (1) 保管の場合
- 除去した工作物の保管は、市長、警察署長又は海上保安部長において、次のような場所に保管する。
- なお、市長、警察署長又は海上保安部長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。
- ① 人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - ② 道路交通の障害とならない場所
 - ③ 盗難等の危険のない場所
 - ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所
- (2) 廃棄の場合
- 廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。
- 5 障害物の処分方法
- 市長、警察署長又は海上保安部長が保管する工作物の処分の方法は、次により行うものとする。
- (1) 保管した工作物が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
 - (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると認めたときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。
 - (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
 - (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定によるものとする。

第33節 ダム等管理計画（経済部・建設部）

この計画は、洪水又は、高潮時におけるダム及びひ門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、ひ門等の管理者を把握するとともに、これらの災害時における操作及び応急対策等について定めるものとする。

1 管理責任

ダム、ため池及びひ門等の防災管理は、管理者が、それぞれ管理主任技術者及び責任者等を定めてこれに当たるものとする。

2 管理方法

(1) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。

特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。

さらに、市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。

なお、大雨特別警報が発表された後においては、管理者が「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」により点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

第 34 節 公共施設応急工事計画（建設部・経済部・健康福祉部・病院事業部・教育委員会）

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の生活の安定を図る。

1 公共土木施設（建設部）

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

① 河川

ア 二級河川は県

イ 準用河川及びその他の普通河川は市

② 海岸

ア 海岸保全区域の県管理区域は県

イ 市管理区域は市

③ 道路

ア 一般国道指定区間は国土交通省

イ その他の一般国道及び県道については県

ウ 市道については市

エ 地域高規格道路については県

オ 松島有料道路については、熊本県道路公社

④ 漁港・港湾

国、県、市それぞれの管理港

⑤ 下水道

ア 流域下水道施設は県

イ 公共下水道及び都市下水路は市

⑥ 集落排水施設

市

(2) 人員・資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、第3章第26節「民間団体活用計画」及び第3章第27節「労務供給計画」の定めるところによって人員の確保を図る。

(3) 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事、また、道路橋梁等への積雪時の応急対応は、緊要度を考慮のうえ、次により迅速かつ重点的に実施する。

① 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早期に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図る。

② その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、交通上特に重要と認められる市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に仮設道路が必要な場合に施工しなければならない。

③ 仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水、又は海水が浸入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれがあるため、緊急に仮締切り工事を施工しなければならない。

④ 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

⑤ 路面凍結の恐れや積雪のある道路や橋梁については、融雪剤の散布や除雪機材による交通路の早期復旧に努めるものとする。

2 農地及び農業用施設等（経済部）

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行う。

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任において施行が困難な場合は、市長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)により確保するものとする。

3 社会福祉施設（健康福祉部・病院事業部）

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施工しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工するものとする。

(1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、身体障がい者援護施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員・資機材で実施不可能なときは、前記 1 の (3) に準じて確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、工事計画を作成し、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

4 医療衛生施設（健康福祉部・病院事業部）

医療衛生施設が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

① 公的医療施設

県、市又は当該施設の管理者（医療法第 31 条に規定する病院又は診療所）

② 保健所

県所管の保健所は県

③ その他の医療施設

当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記 3 の (2) に準じて確保する。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、工事計画を作成し、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

5 学校施設（教育委員会）

(1) 公立小中学校等における対策

市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

① 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

② 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

③ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

④ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

⑤ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

(2) 私立学校（幼稚園）における対策

私立学校（幼稚園）では、上記 (1) に準じて、学校設置者が実施するものとする。

6 その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図る

ものとする。

第 35 節 農林水産応急対策計画（経済部）

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施する。

1 農業

災害により水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため市長は県の出先機関、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び普及対策について指導する。

また、被害発生のおそれがある場合についても被害の未然防止について指導する。

2 林業

災害により造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被害林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実にを行うため、市長は県出先機関、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にする。

3 水産業

災害によりのり養殖場、魚類養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、市長は県の出先機関、漁業協同組合及びその他関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導する。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策にあたる。

第 36 節 電力施設応急対策計画（九州電力送配電㈱天草配電事業所）

本市における電力の供給は、九州電力送配電㈱が行っている。また、災害時における電力施設の応急対策は、次のとおりとする。

- 1 災害が発生することが予想される場合又は発生した場合は、本市の電力施設の応急対策等について、電力設備の災害対策に万全を期するため、九州電力送配電㈱天草配電事業所は、「非常災害対策部運営基準」の定めに従い、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。

2 応急対策に当たっての留意点

(1) 連絡体制

市に災害対策本部又は九州電力送配電㈱天草配電事業所に非常災害対策部が設置されて、広範囲な停電が発生した場合は、停電情報等の提供及び復旧作業の進捗把握等の総合連絡を緊密に行う。

(2) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期にわたり、九州電力送配電㈱の広報対応が困難な場合は、市長は防災行政無線等による停電、復旧状況の広報の応援を行う。

第 37 節 都市ガス施設応急対策計画（天草ガス株式会社）

災害時におけるガス施設の応急対策は、次のとおりとする。

1 実施機関

(1) 都市ガス事業者の名称、所在地等

会 社 名	所 在 地	電 話 番 号	供 給 戸 数
天草ガス株式会社	天草市港町 18-6	0969-23-2027	5,300 戸

(2) ガスの生産種別、施設の状況等

生 産 種 別	施 設 の 状 況		
	生 産 施 設	供 給 施 設	貯 蔵 施 設
供給ガス種 13A (プロパンエアー13A)	港町工場 ガス発生設備 2 基	ガス本支管 延 長 94,700m	液化石油ガス貯蓄 2 基 有水式ガスホルダー 1 基

2 保安体制

(1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第 24 条第 1 項及び第 64 条第 1 項に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本的事項を定めることにより、ガス工作物の保安の確保に万全を期すものとする。

(2) ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「防災に関する計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

(3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るため、必要な機材を備えておくものとする。

3 ガス事業者と関係機関との連携

(1) 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を行うものとする。

(2) ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

(3) 消防機関、警察機関及びその他の防災関係機関の管理者と協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

4 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。

また、あわせて市、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。

災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消のため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

第 38 節 航空機災害応急対策計画（関係機関）

天草空港及び市内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき防災関係機関が各種の対策を行い、地域住民等を災害から守ることを目的とする。

1 各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、天草空港管理事務所、県、警察及び消防機関と連携協力して応急対策を実施する。

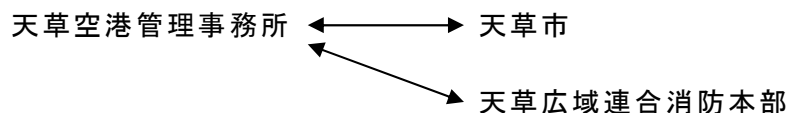
(1) 情報の通信連絡

航空機災害が発生し天草空港管理事務所から通報が合った場合、市長はそれぞれ他の関係機関、地域住民に対し、有線電話、防災行政無線等により必要な情報を伝達する。

- ① 住民に対する情報の伝達
- ② 市及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- ③ 避難の指示及び避難先の周知
- ④ その他必要な事項

(2) 消防活動及び警戒区域の設定

- ① 天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所、天草エアライン株式会社及び消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。
- ② 天草空港及び市内において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求めるものとする。
- ③ 航空機の墜落等により災害が発生した場合、市長、消防機関及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体を安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。
- ④ 天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。
協定の名称「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」



- ⑤ 天草空港管理事務所は、消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。

(3) 救出救護及び死体の搜索活動

- ① 天草空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、天草空港管理事務所、市、天草広域連合消防本部、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。
- ② 天草空港以外の市内の地域で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、市、地元消防機関、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施するものとする。
- ③ 天草空港及び市内において航空機災害により死傷者が発生した場合、県、市、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、最寄りの医療機関に搬送する。
- ④ 天草空港及び市内において航空機災害により死傷者等が発生した場合、市、消防機関、県警察及び自衛隊は、行方不明者の搜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施するものとする。

(4) 交通規制

- ① 天草空港及び市内において航空機災害が発生した場合、県警察及び道路管理者は、応急対策実施に支障があるときは、一時的な交通止規制を行うものとする。
- ② 道路の交通止等規制を実施したときは、関係機関はその旨を交通機関並びに地

域住民に対して広報し、協力を求めるものとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
熊本海上保安部	警備救難課	0964-52-3103
陸上自衛隊第8師団	第3部防衛班	096-343-3141
熊 本 県	危機管理防災課	096-333-2115 096-213-1000(夜間・休日)
日本赤十字社熊本県支部	事業推進課	096-384-2111
天草空港管理事務所		57-6111
(財)小型航空機安全運航センター天草事務所		57-6116
天草エアライン株式会社		57-6000
天草広域連合消防本部	警防課	22-3219
天草警察署	警備課	24-0110
天草郡市医師会	事務局	22-2309

第39節 海上災害対策計画（関係機関）

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警察及び市は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

(1) 市の措置

① 人命の救出、救護

沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施する。

② 初期消火及び延焼防止

③ 沿岸住民に対する被害状況の周知徹底及び警戒

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の防災行政無線等による周知

イ 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

④ 沿岸住民に対する避難の指示

⑤ 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれがある地先、海面への巡回監視

⑥ 情報収集及び伝達

⑦ 排出油に係る対策

ア 市は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を行う。

イ 排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を行う。

ウ 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸

線の陸上パトロール等を実施のうえ、天草広域本部天草地域振興局を經由して県知事に報告する。

(2) 関係団体間への要請・協力

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう求めるものとする。

第 40 節 建築物・宅地等応急対策計画（建設部）

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

(1) 県は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、地震発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所から配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）等に協力を要請するものとする。

イ 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具等又は取替え式防じんマスク（防じんマスクの規格に規定するRS3又はRL3のものに限ること）を着用すること、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 被災地域において倒壊・損壊した建築物等から吹付け石綿が露出していないか調査を行う。調査の際は各種台帳（アスベスト調査台帳、建築物確認台帳等）を活用し、可能な限り速やかに実施する。調査は目視、簡易判定及び機器等によって行い、必要に応じてアスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家に同行を求め、実効性を高める。調査の結果、吹付け材が露出しており石綿の飛散が疑われる場合は、当該建築物の所有者又は管理者に連絡し、応急対応を求めるものとする。

エ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付け石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、ガレキの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

(2) 県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 被災宅地への対応

- (1) 県及び市は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについて、二次災害防止対策を適切に行うものとする。
- (2) 特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。
- (3) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向（各部局、教育委員会、関係機関）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、市内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携のうえ、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画（建設部・経済部）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、集落排水施設、公園並びに管理する施設である。

4 財政措置

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧計画（経済部）

農地、農業用施設、林業施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の機関によって施行するものであるが、災害が大規模で、しかも高度な技術を要するもの等については、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

災害復旧の方針は、第4章第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度30%、2年度50%、3年度20%の進捗で完了することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色として、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地
耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設
農地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (3) 林業用施設
林地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (4) 漁業用施設
漁場の利用又は保全上必要な公共的施設
- (5) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する施設

4 財政措置

農地等の災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画（建設部、教育委員会）

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低額所得者の罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

(ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

② 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 イ 当該災害発生後3年間は月収21.4万円以下の世帯であること。 ウ 現に居住し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	ア 一般災害は滅失戸数の3割 イ 激甚災害は滅失戸数の5割
補 助 率	ア 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 イ 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4
規 模	住宅1戸の床面積の合計が19平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(3) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費若しくは補修に要する費用、又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

- (4) 一般被災住宅の融資
一般被災住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資節度を活用して復興に努めるものとする。
- 2 公立学校施設災害復旧計画
公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。
 - (1) 実施機関
公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては知事、市立学校にあつては市長が行う。
 - (2) 復旧方針
公立学校の復旧方針は、第 4 章第 2 節「公共土木施設災害復旧計画」の 2「復旧方針」に準ずる。
 - (3) 対象施設
同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
 - (4) 財政措置
公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政措置は、次のとおりである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
 - ④ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規程による地方債
- 3 土砂災害復旧計画
土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国県補助事業または市単独事業として次により実施する。
 - (1) 実施機関
土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は県が実施する。
 - (2) 復旧方針
再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これらの施設の早期完成に努めるものとする。
 - (3) 対象事業
砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業
- 4 文化財災害復旧計画
文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第 5 節 被災農林漁業の経営安定計画（経済部）

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1 天災害資金

天災融資法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

- 2 農業近代化資金及び漁業近代化資金
被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。
- 3 日本政策金融公庫資金
被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。
- 4 償還条件の緩和
既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。
- 5 災害対策のための金融支援
被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。
- 6 1から5の支援は、国、県、市、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第6節 被災中小企業振興計画（経済部）

市は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図るものとする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

- 1 災害復興資金融資
市は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度を活用し、経営の安定と早期復興を図る。
- 2 償還の延期等
市は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。
- 3 信用補完制度の充実
市は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。

第7節 被災者自立支援対策計画（総務部、健康福祉部、市民生活部、社会福祉協議会）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

- 1 被災者に対する生活支援等
市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- 2 被災者に対する生活相談
市は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安全を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み優先的に相談を実施するよう努める。

3 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査の違い]

被災建築物応急危険度判定		被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市（県等が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し、二次災害を軽減・防止	住宅の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4 被災者台帳の作成等

市は、災害時において、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、共有するため、事前に関係課による協議を行い、被災者台帳の様式を定めておくものとする。

災害時に市は、必要に応じて、事前に定めた様式を基に被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、市は県に対して、県が実施した被災者救助に関する情報を提供するように要請するものとする。

5 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6 義えん金品募集配分計画

災害時の被災者に対する義えん金品の募集配分については、市長が行う。

- (1) 募集要領
一般住民からの応募については、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。
- (2) 義えん金品の保管及び分配
個人又は会社、団体等から市長、あるいは知事を経由して送付された被災者に対する義えん金物資は、本庁又は支所においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん金物資受付整理簿（様式は別途定める。）にそれぞれ整備して、速やかに被災者に配分する。
- 7 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等
市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。
また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 8 生業及び復旧資金等支給・貸与計画
次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。
 - (1) 災害弔慰金の支給
 - (2) 災害見舞金の支給
 - (3) 災害援護資金の貸付
 - (4) 生活福祉資金の貸付
 - (5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - (6) 被災者生活再建支援金の支給

第8節 海上災害復旧計画（経済部）

海上災害による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第4章各節によるほか、次のとおりとする。

- 1 水産業施設復旧（漁港、漁場を含む）
関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を行うものとする。
- 2 漁業経営安定対策の実施
被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を行うものとする。
- 3 中小企業経営安定対策の実施
油流出事故により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を行うものとする。
- 4 風評被害対策の実施
油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等为防止するため、観光関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を行うものとする。
- 5 補償請求
タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。
- 6 長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、その効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を行うものとする。

第9節 復興計画（各部局、関係機関）

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受け、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を市に代わって行うよう、県に要請することができる。

天草市原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第2節 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所（※）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

※ 玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

第3節 計画の性格

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第4節 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等が見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても、必要な追補、修正等を行っていく。

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制（総務部、関係機関）

市は、別表1に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の計画を準用する。

市は、天草市防災会議を構成する関係機関等並びに2原子力発電所の所在自治体（以下「所在自治体」という。）との密接な連携体制の確保を図る。

市及び関係機関の業務は、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表 1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②熊本県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発表された場合の警戒体制（状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	①発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②熊本県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制（状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	①本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

(別表 2)

機関名	事務又は業務
天草市	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成

機関名	事務又は業務
熊本県	3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方気象台	1 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
熊本海上保安部	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	1 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
日本赤十字社（熊本県支部）	1 健康相談及び医療体制の整備に関する市への協力
放送報道関係機関	1 原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	1 原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力

第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保（総務部）

市は、国や所在自治体等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備（総務部、関係機関）

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在自治体との情報収集・連

絡体制を整備する。

市及び県、関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2 住民等への情報伝達体制の整備

市及び県は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

市及び県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

市は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備に努める。

市は、県等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

第2節 屋内退避等に係る体制の整備（総務部、健康福祉部、関係機関）

市及び県は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 広域的連携体制の整備（総務部）

市は、所在自治体その他の九州各県等との連携を図るとともに、原子力発電所事故等における広域的な協力応援体制の構築に努める。

また、環境放射線モニタリングや所在県からの避難の受入れ、原子力防災訓練等に関し、平常時から県、所在自治体等と緊密な連携を図る。

第4節 モニタリング体制の整備（市民生活部、健康福祉部）

(1) 環境放射線モニタリング体制の整備

市は、原子力発電所事故等における市内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、所在自治体ほか隣接各県、関係機関との環境放射線モニタリング情報の相互共有、連携体制を構築する。

(2) 食品検査体制の整備

市及び県は、食品の安全性確保を図るため、食品の放射性物質検査体制を整備する。

第5節 健康相談及び医療体制の整備（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市及び県は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

市及び県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、市内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。

市及び県は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第6節 住民等への知識の普及、啓発（総務部）

市は、県、国、所在自治体等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- ⑦ 屋内退避及び避難等に関すること。
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑨ 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ⑩ その他原子力防災に関すること。

第7節 防護資機材の確保（市関係部局、関係機関）

市は、県及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

第8節 防災訓練の実施（総務部、関係機関）

市は、県、所在自治体及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織体制の確立（総務部）

市は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

- ① 警戒体制

- i 発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
 - ii 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
- ② 災害警戒本部体制
 - i 発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
 - ii 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき
- ③ 災害対策本部体制
 - i 本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき

第2節 情報の収集（総務部）

市及び県は、発電事業者及び所在自治体から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、所在自治体における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、原子力発電所事故等の状況や所在自治体の対応等を把握するために必要と認める場合は、所在自治体のオフサイトセンターに職員を派遣し、原子力災害合同対策協議会での検討状況等を把握する。

この場合において、派遣する職員の安全の確保に十分留意する。

第3節 情報の連絡（総務部、関係機関）

(1) 市から住民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール、プレスリリース等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- ① 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- ② 事故の状況と今後の予測
- ③ 発電事業者における対策状況
- ④ 所在自治体等における対策状況
- ⑤ 屋内退避等が必要となる区域
- ⑥ 県及び市町村の対策状況
- ⑦ 対象住民等がとるべき行動
- ⑧ その他必要な事項

市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について、自治会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡

を行う。

また、応急対策活動状況について継続的に広報する。

(2) 関係機関への情報連絡

市は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

(3) 相談窓口の設置

市は、県等と連携し、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第4節 住民避難等の防護活動（市関係部局、関係機関）

市及び県は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、市及び県は、国及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、住民へ避難等を指示する。

この場合、市は、県等と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

① 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定

② 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

市及び県は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

住民避難に当たって、市は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第5節 緊急時モニタリングの実施（市民生活部、関係機関）

県が行う放射性物質の拡散状況等を把握するためのモニタリングポストでの緊急時モニタリングのデータ収集を行うとともに、市でも移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

また、必要に応じて、市内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請する。

市及び県は、所在自治体、隣接県及び関係機関との間で、緊急時環境放射線モニタリングデータを相互に共有し、有効活用を図る。

第6節 健康相談及び医療の実施（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市及び県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

市及び県は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等（健康福祉部、市民生活部、経済部、水道局、関係機関）

市及び県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限等、必要な措置を行う。

第8節 広域的連携（総務部）

市及び県は、所在県からの避難の受入れに関する協力を行う。また、市は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、市長会や災害時応援協定を締結している各自治体等に支援要請を行う。

第5章 災害復旧対策計画

第1節 環境放射線モニタリングの実施（市民生活部）

市は、所在自治体における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減（市関係部局）

市は、県等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- ① 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- ② 被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- ③ 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- ④ 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- ⑤ 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第3節 住民健康相談（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4節 放射性物質による汚染の除去等（市関係部局、関係機関）

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、県、所在自治体、発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第5節 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。